

# 多摩川流域の神社分布の特質と その信仰形態をめぐる研究

1 9 9 2 年

牛 山 佳 幸

信州大学教育学部助教授

## は　し　が　き

本研究は、多摩川流域に鎮座する神社を対象として、分布上ならびに宗教上の特質を見出しつつ、それらが流域住民の精神生活の中で、どのような意味を持ったのかを解明することを主眼として取り組んだものである。広義の多摩川流域にはかなりの数の神社が分布しており、それらのうち式内社などについては従来多くの研究があるが、本研究では河川や水と神社信仰との関わりという視点から、これまでほとんど注目されてこなかった、女体神社と宇奈根神社という二つの神社をピックアップして、これを主たる考察対象とした。前者は1990年度、後者は1991年度以降に主に調査を実施したもので、その成果が本報告書のそれぞれ第1章と第2章を構成している。本研究は文献史料の収集・解説による歴史学的方法を基本としているが、現地踏査や聞き取り等もできる限り行なって、民俗学的アプローチを加味することにつとめた。しかし、それでも中世以前に遡りうる史資料やデータの不足に悩まされ、研究は難航したが、全国各地の関連する事例や先行研究等を比較検討し、それらの成果を援用することによって、当初の目的はほぼ達することができた。河川には一般に、ものや人を運ぶことによって経済流通や文化伝播の媒介になるというプラス面と、氾濫・洪水をくり返して周辺住民に被害と恐怖を与えるというマイナス面の、二つの側面のあることは周知の通りだが、奇しくも本研究では、第1章の女体神社が前者の面を、第2章の宇奈根神社が後者の面を、それぞれ象徴的に示す事例であることを明らかにすることができたと思う。

# 目 次

## は し が き

### 第1章 女体神社

第1節	多摩川流域の女体社の現状	1
第2節	関東地方の女体社の分布状況とその特徴	5
第3節	関東地方の女体社の成立時期について	9
第4節	「女体」の意味をめぐって	11
第5節	女体社の成立事情と当初の信仰形態	15
第6節	「多摩川水系の女体社群」の歴史的意義 — むすびにかえて —	19

### 第2章 宇奈根神社

第1節	問題の所在 —『世田谷紀行』の記事から —	30
第2節	武藏国宇奈根の歴史と地理的特質	31
第3節	関東地方における氷川信仰の流布 — 宇奈根神社勧請時期の下限についての傍証 —	34
第4節	宇奈根神の宗教的性格 — 他の地域の事例についての検討 —	38
	(1) 伊賀国の事例	38
	(2) 上野国の事例	43
	(3) 陸奥国の事例	46
第5節	むすびにかえて	52

### 付 錄 多摩川関係主要参考論文

# 第1章 女体神社

## 第1節 多摩川流域の女体社の現状

多摩川の下流域にあたる川崎市幸区内に、女体神社という社号の神社が二社現存する。一社は同区幸町1丁目 994番地に、もう一社は紺屋町12番地に鎮座する。これらの神社は、文政11年（1828）成立の『新編武蔵風土記稿』にも登載されている。すなわち、前者は卷之七十二、橋樹郡之十五の南河原村の項にある「女體權現社」にあたるとみられ、「村の南東の方にあり、本社六尺に七尺、覆屋二間に一丈、拝殿二間に三間あり、前に石鳥居を建、村の鎮守にして例祭毎年九月十九日、當村賣藏院持なり」と当時の様子を伝えている。後者は戸手村の項に見える「女體權現社」のことで、「遠藤耕地にあり、是も賣藏院持なり」とある。

ところで、同書によれば多摩川流域には、かつてはほかにも同名の神社が存在していたことが知られる。まず、上で取り上げた南河原村には、実はもう一社の「女體社」が記され、「村の良川除堤の傍にあり、祭神詳ならず、社五尺に七尺覆屋あり、蓮池女體社とも云、村内賣藏院持なり」と見えるのである。同社は現存せず、今のところ旧社地や合祀先も確認できていない。卷之四十四、荏原郡之六、嶺村の項にも「女體權現社」があり、「現社地七畝、社二間四方前に名階七級あり、下に鳥居を建つ、柱間九尺、祭禮九月四日」と記されている。この神社は、現在東京都大田区東嶺町31番17号に鎮座する白山神社の前身である。『大田区史（資料編）民俗』は、『東京府史料』や『神社明細帳』等に拠りつつ、明治末期に社号が改められた旨を指摘<sup>(1)</sup>している。卷之六十二、橋樹郡之五の馬絹村の項に所見のある「女體權現社」も、この社号のままで現存しない例だが、現在川崎市高津区馬絹に鎮座する馬絹神に合祀されたことが、同神社境内の碑文（後掲）によって知られる。<sup>(2)</sup>

これまで上げてきた五社はいずれも多摩川の流域、ないしはそこから比較的近いところに位置するが、もう一社、このグループに含めて考えてよいと思われるのが、卷之七十六、久良岐郡之四の富岡村の項に見える「女體權現社」である。旧社地や合祀先は現地調査によても明らかにできなかったが、富岡村は現神奈川県横浜市金沢区富岡にあたり、海岸に面した地である。したがって、むろん多摩川流域と言うにはそぐわないが、仮に舟運を利用すれば、多摩川とはわけなく結ばれる場所であるように思えるからである。

以上、『新編武蔵風土記稿』による限り、多摩川流域周辺には「女體權現社」もしくは「女體社」なる神社（現存するものはいずれも女体神社と称している。なお、以下本稿ではこれらを原則として女体社と略称することにしたい）が、近世まで六社も存在していたことになる。社号自体が極めて興味深いものだが、神社分布という視点からも看過できない存在と言ってよいだろう。しかるに、この神社のことについては、従来全く注意されてこなかった。本章の目的は、これらの特異な社号を有する神社群が、いったいいつ、どのようにして成立し、また、いかなる信仰によって支えられていたのか、とりわけ多摩川とはどのような関係にあったのか、といった点を考察することにある。最初に、現存する女体社お

より合祀先の判明する神社四社の現状を、現地踏査の際の取材ノートを掲出しながら紹介しておこう。

#### (1) 神奈川県川崎市幸区幸町1丁目 994番地の女体神社

幸町はもと南河原村に属したところで、東には多摩川が間近い。境内は周囲に民家が迫っているため狭められているが、以前は相當に広かったのではないか。昭和39年（1964）再建という社殿は構えも大きく、組物・彫刻等も見事。拝殿は入母屋造り向拝付き、本殿は流造りで屋根はいずれも銅板葺。左手奥に社務所あり。鳥居には「寛政五癸丑年奉納」と記される。なお、この鳥居の額を始め、境内入口の社号を記した石碑、拝殿に掲げられた額、および御影石に刻まれた当社の説明板にはいずれも「女体大神」とあり、現在もこれが通称となっている如くである。

境内の説明板に詳しい由来が記されるので次に引用す。

女体大神

川崎市幸区南河原御鎮座

御祭神

伊邪那岐命

伊邪那美命

誉田別命（八幡社河原厨子〈幸町〉氏神昭和三十五年合祀）

天照皇大神（神明社中厨子〈中幸町〉氏神昭和三十五年合祀）

建御名方大神（諏訪社原厨子〈南幸町〉氏神昭和三十六年合祀）

御神徳

夫婦和合縁結び家内安全家地隆昌安産学芸武道の護神、生命の源なる水の守護神として御神徳

高く住古より大女様と称えられ崇敬特に篤く今日に至る

御由緒

創立年代不詳なるも口碑の伝うる処によれば永禄年間より女體権現と称へられ南河原村真言宗宝蔵院が別当職でありました。当村は武藏国荏原郡八幡塚の農民が移住し開墾に従事し民家次第に増加したのであります。この地は多摩川の南側にありましたので南河原村と名づけられたとのことであります。地形多摩川の辺りの為降雨のたびごとに多摩川の土砂堆積し田畠への冠水甚だしく洪水の都度流域が変化し常に大きくなる災害を蒙り遂に農耕が不可能の状態になりました時一人の女丈夫水中に身を投じ一身を犠牲に供せられし。その真心によりその後は大いなる災害もなく住民漸く安堵し農耕に励むことが出来る様になりました。これ女丈夫の偉大なる御徳のおかげと敬慕しその偉業を称え又後世に伝えるため多摩川の辺りの俗称「ニコニコ松」の下に一祠を建立してその御靈をお祀りしました。その後現在地に鎮め奉る。境内に寛政五癸丑歳四月吉日奉納御宝前惣氏子中の鳥居及び御手洗あり（以下略）

これと同趣旨の伝承は『神奈川県百科辞典』（1983年）の「女体大神」の項にも記されるが、出典等は『新編武藏風土記稿』に一部依拠すると思われる点を除けば、必らずしも詳らかならず。

## (2) 神奈川県川崎市幸区紺屋町12番地の女体神社

幸町の女体神社から北東へ歩いて十五分程のところに鎮座す。密集する民家に取り囲まれた広場のような場所が境内地となっているが、樹木も全くななく、その西北隅に流造り、銅板葺のごく小さな社殿（本殿）一字があるのみで、ややもすると見過されやすい。境内入口の鳥居に「女体神社」の額があるのが、わずかに神社であることを示す指標となれり。社殿の向って右側には二階建ての近代的な社務所もあるが、これは「戸手中部町内会館」として利用されているものごとし。『新編武藏風土記稿』の橘樹郡戸手村の項に見えるのが当社とすると、現在の紺屋町、遠藤町は戸手本町などとともに、いずれも近世には戸手村に属していたものか。

## (3) 東京都大田区東嶺町31番17号の白山神社

環八通りに面した社地はほぼ正方形に近い。境内はやや広いが樹木はほとんどなく、中央に寺院建築を思わせる入母屋造り、瓦葺の本殿一字がポツンと建つのみ。背面に出張りのあるところよりすれば、これは覆堂を兼ねた拝殿で、本殿は内部にあるとみるべきか。正面軒下の唐獅子の彫物は見事だが、建築年代は近世末期以降のものと思われる。境内にあるものと言えば、入口の社号を刻した標柱、石鳥居、明治39年（1906）奉納の狛犬一対、力石二個、忠魂碑一基、および左隅の神楽殿、社務所など。境内社や庚申塔の類いが全く見当らないのは不審。西方1キロメートル程のところを多摩川が流れる。

## (4) 神奈川県川崎市高津区馬絹986番地の馬絹神社

境内入口に「馬絹神社建設の碑」が建つ。その碑文を次に掲ぐ。

馬絹神社は古き時代より、地域住民の守り神として、人々から崇敬されてまいりました。

御祭神は伊邪那美命であり、縁結びの神、開運の神として、広く知られております。

御神木千年の松があり、頼朝公、袖掛の松と伝えられております。古文書に女体権現の社地として、五反二畝歩と記録されております。

明治四十三年三月、女体神社、八幡神社、三島神社、熊野神社、白山神社を統合し、神明神社と改称、村社に成った由緒ある神社であります。

昭和四十五年六月、社殿の老朽化に伴い、本殿神楽殿の建設を決議し、十年の歳月を経て昭和五十四年十月、神楽殿が完成しました。

昭和五十八年七月、役員会を開催し、本殿の建設を決定、翌五十九年一月、馬絹神社建設委員会が結成され、三年計画を以って建設に着手、昭和六十一年十月、総費用二億五千万円を要して落成の運びとなり、社名を馬絹神社としました。

このたびの馬絹神社の建設に当り、百六十余名の建設委員を始め、賛同者各位の多大なる御尽力御寄進に対し、衷心より感謝を申し上げ、ここに碑を申し上げ、ここに碑を建て、永く後世に伝えるものであります。

昭和六十一年十月吉日

馬絹神社宮司 長崎 範城

馬絹神社奉贊会会长 篠田 茂男

同 副会長 石渡 武松

同 副会長 都倉 政信

篠田茂男撰文謹書

これにより、明治四十三年（1910）にかつての女体神社の社地に村内の八幡・白山・三島・熊野の四社が合祀されて神明神社となり、ついで昭和六十一年（1986）の新本殿完成を機に、さらに馬絹神社と改称された経過が知らる。すなわち、当社は馬絹村の女體權現社の後身とみてよい。当社が立地するのは国道246号の沿線にある小高い丘の一つだが、周辺には社宅・マンション塔が林立し、また武蔵野線の高架もあるなど輻輳しており、社地へたどり着くまでに難儀す。境内入口から社殿まで急な参道が続く。両側に真新しい石燈籠がぎっしりと並ぶ光景は壯觀。拝殿は權現造り、本殿は神明造りか。拝殿の向って左側にも摂社の神明社あり。当社はいつの頃か、伊勢信仰の影響を受けたものごとし。<sup>(4)</sup> 境内には古木はほんんどなく、全体として古社の面影はさほど感じられず。当社の鎮座地から多摩川ベリまでは、直線距離にして約5キロメートル位か。

さて、以上の四社はいずれも、今日では何の変哲もない村落神社であると言ってよいが、旧社地不明の他の二社も、近世においてはおそらく同規模のものであったろう。一般に村落レベルの小社の場合、記録にとどめられることが稀で、所蔵文書もほとんど期待できないことが研究を困難にしているが、このことは女体社についてもそのままあてはまる。そのため、現地踏査の手法を最大限に取り入れる必要を感じていたのだが、その結果は上に述べた程度で、これまでのところ必ずしも有効な成果が得られていない。とくに、この興味深い社号を名乗る神社がいかなる信仰によって勧請されたのかという、本質的な問題については、川崎市幸区幸町の女体社と同市高津区の馬絹神社が、「伊邪那美命」を共通の祭神の一つとしながら、前者が「水害除け」として信仰されたことを暗示する人身（女性）供御伝承を伝えているのに対して、後者は「縁結びの神」「開運の神」として崇敬されているというように、現状では必ずしも両者に共通した信仰形態を見出すことができなかった。

また、勧請時期となるとさらに手がかりが乏しく、確實なことは『新編武蔵風土記稿』が完成した文政11年（1828）が下限であるとしか言いようがない。ただ、一つだけ示唆的なのは、川崎市幸区幸町の女体社の伝承として、永禄年間（1558～70）の勧請になることと、南河原村は武蔵国荏原郡八幡塚（現在の東京都大田区内）の農民が移住し開墾したこととを伝えている点である。後者の点は『新編武蔵風土記稿』の南河原村の項に「相傳ふ當村は古多摩川の河原なりしを、荏原郡八幡塚村の農民來りて開墾し、其地勢多磨川の南に當れる處なれば南河原と名付しと、されど年代など詳ならず、又其頃は民家も僅二軒なりしに、其後次第に新田を開て土着せしかば、今は民家九十軒

に及て村内に散在せり……」とある記事に依拠していることは明らかだろう。一方、後北条氏の一部・家臣の役高を記した永禄2年（1559）の奥書のある『小田原衆所領役帳』に、南河原のことは記載がないことを考え合わせると、この地が開発されるのは永禄2年以後である可能性が高く、村落の成立と神社の勧請が連動していたとすれば、この地の女体社の成立は永禄2年以後のまもない時期であったらしいことが想定されてくる。

このように、現在の川崎市幸区幸町の女体社の勧請時期については、ある程度たどることができるが、多摩川流域全体の女体社群の性格を明らかにするというには、あまりにもデータ不足と言わざるをえない。ところが、実は女体社なる神社は全国的に例がないわけではなく、とりわけ関東地方には多数分布していることが、これまでの私自身の調査<sup>(7)</sup>で判明しているのである。具体的には旧利根川水系流域に濃厚と言ってよいのだが、多摩川流域の女体社群の性格を解明する手がかりを得るには、どうしてもこれらの女体社群の調査結果を援用することが不可欠であり、さらにそうすることによって、女体社なる共通の神社の存在を媒介にした両流域間の関係についても、明らかにすることが期待できるようと思われる。そこで、次節以下では関東地方全体を視野に入れながら、女体社の成立事情を検討する作業に入ろう。

## 第2節 関東地方の女体社の分布状況とその特徴

女体社は全国神社名鑑刊行会・史学センター編纂発行の『全国神社名鑑』（1977年）によると、「水川女体神社」といったような複合社号のものも含め、全国に合計25社が知られる。県別にみると、埼玉県が最も多く11社、ついで千葉県の4社、神奈川県と香川県の2社と続き、栃木・愛知・岡山・徳島・高知・鹿児島の6県が各1社となっている。一見しただけで関東地方に多いのが特徴で、それに次ぐのは四国地方と言えそうである。もっとも、一般論としてはこのような分布状況は必ずしも絶対的なものではないことを、最初に指摘しておく必要はある。幕末から明治年間にかけて各地で繰り広げられた神社整理の過程で、廃絶したり社名が変ってしまったものもあるうし、あるいは神社本庁に未登録の神社や摂社・末社などの、『全国神社名鑑』に漏れたものの存在も当然考えられるからである。

たとえば長野県内の場合だが、諏訪と伊那を結ぶ有賀峠の登り口にあたる諏訪市豊田字有賀に、女帝塚と呼ばれる小祠が現存し、近年まで女体社と呼ばれていた。<sup>(8)</sup>付近一帯の地字名を「女体垣外」（「女帝垣外」とも表記。訓みは「にてがいと」または「おでがいと」）というので、かつてはそれなりの信仰を集めていた神社らしいが、なかば忘れかけられた今日では、地方史誌等に取り上げられることもほとんどない。また、同県駒ヶ根市赤穂には「女体」という小字名があるが、これなどはかつて同名の神社が存在したことによる遺称かと思われる。<sup>(9)</sup>こうした例が示すように、現存するもののみから本来の神社分布を安易に想定することは危険である。しかし、それにもかかわらず、これまでの調査によれば、女体社が最も集中して存在していたのは関東平野であったことは動かしがたいのである。

それでは、関東地方には当初、どのくらいの数の女体社があったのであろうか。まず、当地方における

る女体社の本来の分布状況を復原する作業から始めよう。その場合、最も基本的な文献となるのは、やはり『新編武蔵風土記稿』なのである。武蔵一国を対象としたこの地誌だけでも、『全国神社名鑑』の掲載数よりもはるかに多い34社（この中には、前節で取り上げた多摩川流域の6社が含まれている）が確認できる。ただし、これにも若干の記載漏れのあることは、明治9年（1876）に埼玉県の公達で編纂された『武蔵国郡村誌』を見ると、第十二巻、埼玉郡古久喜村の項に女体社が2社登載されるのに、『新編武蔵風土記稿』卷之十、埼玉郡之十三、久喜町）近世の久喜町は、のちに久喜本町・久喜新町・野久喜村・古久喜村に分村している）の項には所見がないことからもわかる。現在の久喜市内には、この二つの女体社は存在していない。『神社明細帳』によれば、明治40年（1907）南埼玉郡太田村野久喜の電電千勝神社（現久喜市野久喜の太田神社）に、他の8社とともに合祀されたためである。今日までに他の神社に合祀されるなどして廃絶した女体社の中には、このように行政文書の『神社明細帳』などによって、その経緯の知られるものがいくつかある。以上のように、女体社の分布状況の復原を進めていくと、別表の通り江戸時代後期の関東地方には、少なくとも40社以上の女体社が存在していたことがわかるのである。

さて、これらの神社を実際に訪れてみると、社殿の形式や配置、境内の状況、神社の規模などの点はもとより、年中行事や祭礼等の内容においても、他の神社との相違はほとんど見出せない。「女体」という特異な社号を有するとは言え、今日ではごくふつうの村落神社化していると言ってさしつかえないものである。ところが、立地条件もしくは周辺の環境という点に関しては、女体社に共通する著しい特徴のあることが判明した。それは多摩川流域のもの以外も、大部分が河川や用水に沿って鎮座するという事実である。この点に着目すると、関東地方の女体社は大きく三つのグループに分類することが可能となる。

最も極立っているのは、埼玉県の三郷市、北葛飾郡吉川町、草加市、春日部市、久喜市、加須市などに現存する女体社のように、<sup>ふる</sup>古利根川の流域に分布するものである。比較的規模の大きい女体社のある草加市柿木町（近世は埼玉郡柿木村）などは、まさに古利根川の自然堤防上の微高地に発達した集落と言ってよい。もっとも、同じ草加市内でも中根町（近世の足立郡中曾根村）の女体社は、綾瀬川の方が至近の距離にある河川であり、越谷市のものについても同じことが言える。また、かつて女体社が5社も集中していた旧葛飾郡下内川村（現吉川町下内川）などは、むしろ江戸川沿いと言った方が正確かもしれない、その点を裏付けるかのように、江戸川の左岸にあたる現千葉県の松戸市と野田市にも合わせて4社が鎮座する。これらの女体社は一群のものとみた方がよいだろう。その理由は第一に、近世初頭に改修される以前の利根川の本流は、実は現在の<sup>ふる</sup>古利根川であって、綾瀬川などはその支流を構成するものであったことによる。第二に、江戸川はかつての庄内古川（現在は、下流はいくつかの小河川を合わせて中川となり、さらに古利根川に合流している）の下流の<sup>ふとひ</sup>太日川に、旧利根川の河道をつないで形成されたものであったことである。とすれば、関東平野の北西部に1社だけ孤立していたかのような印象を与える、旧埼玉郡袋村の女体社（現北足立郡吹上町の袋神社）も、旧利根川の支流であった<sup>むか</sup>元荒川の

流域にあたる点から、このグループに含めて考えることができるだろう。このようにみると、以上に取り上げた地域の女体社は、仮に「旧利根川水系の女体社群」と呼ぶことができると思う。ここに属するとみられるのは、現在しないもの、合祀されたものを含めて約30社あり、数としては最も多い。

第二は、現在の浦和市内およびその近郊に鎮座するもので、4社を指摘することができる。このうち、旧足立郡内野村（現川口市内に比定される）にあったという女体社は現存せず、どこの神社に合祀されたのかも、今のところ未確認である。一方、浦和市大牧字和田に鎮座する氷川女体神社は、『新編武藏風土記稿』や『武藏国郡村誌』に記載がなく、『全国神社名鑑』にもなぜか脱落しており<sup>(12)</sup>、この社名を称するようになった時期については、今後さらに検討する必要があろうが、ここでは一応これを含めて考える。これらの4社は、現在は小河川ながら、かつては利根川本流の支流であった芝川沿いに位置しており、「旧利根川水系の女体社群」に含められないことはない。しかし、あえて1グループとして捉えたいのは、これらの鎮座地が大宮台地と安行台地（川口市）との間に近世まで存在した見沼のほとりにあたり、周辺の地域社会の人々の生活も見沼と密接な関わりがあったと想定されるためである。このことは、現地を踏査してみると宮本・大間木・大牧の三ヶ所の女体社が、かつて見沼に突き出ていたと思われる舌状台地上、またはそれに近い地形に立地していることで、さらにはっきりする。また、現存する3社がいずれも「氷川女体神社」という社号を有していて、ある時期から氷川信仰の影響を受けたとみられる点（なお、大宮市の氷川神社の鎮座地もかつては見沼の岸に位置していたとされる）で共通性を有することも、理由として上げられる。このグループを「見沼周縁部の女体社群」と規定するゆえんである。なお、見沼は享保年間（1716～36）に新田開発のために干拓されて消滅したが、それに伴なう灌漑用水確保のために開削した「見沼代用水」にその名を残している。従って、「見沼周縁部の女体社群」の勧請時期は遅くとも、この代用水の工事が起工される享保12年（1727）以前に遡りうることが、まずわかる。このことは『新編武藏風土記稿』が、足立郡三室村の女体社（現浦和市宮本2丁目の氷川女体神社）の御船祭に用いられた神輿が立ち寄る、「女體權現御旅所跡」のことを取り上げて、「享保開発の時、古より御旅所なりしこと神職願いしかば、其地の脇少しの除地とはなれり」と記していることからも明らかだろう。

以上の「旧利根川水系の女体社群」「見沼周縁部の女体社群」に対して、第三のグループである多摩川流域周辺に分布するものは、「多摩川水系の女体社群」と呼ぶことができると思う。なお、ほかにこれらの三グループに分類しがたいものが一つある。栃木県真岡市台町に現存する熊野女体神社の場合である。これは旧下野国に属し、他のほとんどの女体社が分布する旧武藏国とはあまりにもかけ離れていることや、熊野信仰の影響を受けていることなど、いろいろの面で異質であることから、いずれにも属さない単独型とみるほかない。関東地方の女体社をグループ分けしようとすると、だいたい上述のようになるが、こうした分布状況の違いが、おそらく勧請された時期や背景、あるいは信仰の内容の違いとも重なりあってくるものと思う。

(別表) 関東地方における女体社一覧

※「新編武蔵風土記稿」を基本とし、村名・社名の表記は同書に従った

	所在地	社 名	現 状	備 考
多 摩 川 水 系	荏原郡嶺 村	女體 権 現 社	東京都大田区東嶺町	白山神社と改称
	橋樹郡馬 絹 村	"	神奈川県川崎市高津区馬絹	馬絹神社と改称
	" 南河原村	"	" " 幸区幸町	女体神社
	" "	女體 社	※合祀先は不明	
	" 戸手村	女體 権 現 社	神奈川県川崎市幸区紺屋町	女体神社
利 根 川 水 系	久良岐郡富岡村	"	※合祀先は不明	
	葛飾郡彦 野 村	女體 権 現 社	埼玉県三郷市彦野	女体神社
	" 彦糸村	"	" " 彦糸	女体神社
	" 采女新田	"	" " 采女	女体神社
	" 桶ノ口村	"	千葉県松戸市桶野口	女体神社
	" 川藤村	女體 社	埼玉県吉川町川藤の武輝神社に合祀	
	" 上内川村	女體権現社(4社)	4社とも吉川町上内川の内川神社に合祀	
	" 下内川村	" (5社)	5社とも吉川町下内川の大岩神社に合祀	
	" 牛島村	女體 社	埼玉県春日部市牛島	女体神社
	足立郡中曾根村	"	" 草加市中根町	女体神社
	埼玉郡麦 塚 村	女體 権 現 社	" 越谷市川柳町	女体神社
	" 柿木村	女體 社	" 草加市柿木町	女体神社
	" 平方村	"	" 越谷市平方	女体神社
	" 梅田村	"	" 春日部市梅田	女体神社
	" 船越村	"	" 加須市船越	如体神社
	" 芋塙村	"	" 駒西町芋塙	女体神社
	" 江面村	女體 権 現 社	" 久喜市江面の久伊豆神社に合祀	
	" 上内村	"	" 鷺宮町鷺宮の鷺宮神社に合祀	
	" 袋 村	女體 社	" 吹上町袋	袋神社と改称
※埼玉県久喜市野久喜の太田神社に、旧埼玉郡古久喜村の女体社2社(「武蔵国郡村誌」に所見)が合祀される				
※千葉県松戸市横須賀(旧武蔵国葛飾郡横須賀村か)に女体神社が現存				
※千葉県野田市今上に女体神社が2社現存				
見 沼 周 縁 部	足立郡三 室 村	女體 社	埼玉県浦和市宮本2丁目	氷川女体神社
	" 内 の 村	女體 権 現 社	※内野村は現川口市内に含まれるが合祀先は不明	
	" 大間木村	"	埼玉県浦和市大間木字附島	氷川女体神社
※浦和市大牧字和田(旧大牧村)に氷川女体神社が現存				
そ の 他	※東京都新宿区下落合2丁目の氷川神社は「江戸名所図会」によると、当時「女体の宮」とも呼ばれていた			
	※東京都荒川区の佐藤製衡所構内の荒川河岸に、かつて「女体権現」があったが空襲で四散(「荒川史誌」58)			
	※栃木県真岡市台町に熊野女体神社が現存			

### 第3節 関東地方の女体社の成立時期について

それでは、各グループの女体社群はいつ頃成立したのかが、次の問題となる。「多摩川水系の女体社群」については、わずかに川崎市幸区幸町に現存する女体社が、伝承等の分析から戦国時代の永禄年間以降に成立した可能性が高いことを、すでに第1節で指摘した。しかし、一般的には小社・小祠といえども、勧請された確かな年代や時期を知るためには、基本的には文献史料に依拠すべきであり、単なる伝承だけに頼るわけにはいかない。この点、「旧利根川水系の女体社群」と「見沼周縁部の女体社群」の場合は、若干の関係史料が残されている。

まず「旧利根川水系の女体社群」だが、唯一成立時期が明確に知られるのが、旧埼玉郡上内村の女体社（現在、埼玉県北葛飾郡鷺宮町の鷺宮神社に合祀）である。『新編武藏風土記稿』卷之二百十一、埼玉郡之十三に「村の鎮守とす、延寶七年再興の棟札に、天正十五年二月、法印圓範建立すとあり、壽徳寺持」と見える。この棟札は今日伝わらないらしいが、法印圓範という僧侶（あるいは修験者か）によって、天正15年（1587）に勧請されたことを示す確実な史料と言うべきである。「建立」とは、この場合は創建の意に解してよいだろう。一方、旧埼玉郡船越村（現加須市船越）の女体社のように、現存する本殿の天井部に「元禄十六年三月廿三日奉建立如體權見國ケ長久處」という墨書銘があることから、一見近世になって成立したことを思わせるものもある。しかし、船越村の女体社の別当寺であった如体寺の過去帳には、同寺の創建は天正10年（1582）で、開山は寛永2年（1625）に入寂した法印教山である旨が記されるという。<sup>(14)</sup> 現在の如体寺は『新編武藏風土記稿』で「女体寺」と表記されている寺にあたるが、この寺名が創建当初からのものであったとすると、女体社の勧請も同時期に遡りうるとみなければならない。また、墨書銘に「如體」とある点も、本来の「女體」の意味が希薄になったか、もしくはことさらに「女體」の語を忌避するようになった時点での宛字と考えられ（女体寺が如体寺と表記されるようになったことも同様。この点については後述する）、成立が元禄13年（1700）よりもかなり以前ではないかと推測させる根拠となる。そうなると、「元禄十三年」は現存する加須市舟越の女体社本殿の再建年時を示すもので、神社それ自体の創建は、やはり天正頃である可能性が高いのである。

「旧利根川水系の女体社群」約30社のうち成立時期を知りうるのは、いまのところ以上の2社に過ぎないが、両社ともほぼ天正年間（1573～92）という共通性のあることは注意される。このグループに属する他の女体社を、すべてこれと同一年代の創建とみることはむろんできないが、一定の地域に同名の小社が多数存在している場合、それらはいわゆる流行神の現象と捉えることができ、勧請された時期は比較的接近していると想定されるからである。そもそも、河川の流域という立地条件と女体社の成立とが密接な関係を有していたという前提に立てば、現在の利根川の付け替え工事が、文禄3年（1594）に忍城主松平忠吉の家臣小笠原三郎左衛門によって始められたのを嚆矢とする説が有力視されていること<sup>(15)</sup>も無視できない。つまり、「旧利根川水系の女体社群」を旧利根川が機能していた時代の遺産とみるとすると、その下限は文禄3年の改修工事開始以前ということになり、このグループの女体社群の成立がだいたい天正年間前後ではないかという推定とも矛盾しないのである。

次に「見沼周縁部の女体社群」については、代用水開削工事が享保12年（1727）に始められたことから、それらの成立は遅くとも同年以前と考えられることは前に述べた。ところが、このグループのうち旧足立郡三室村の女体社（現浦和市宮本2丁目の氷川女体神社）は、関東地方の女体社の中で最大規模を誇るものということもあり、かなり多くの典籍や工芸品などの文化財を伝えていて、それらによって遅くとも鎌倉時代には成立していたことがわかるのである。それはまず、『大般若波羅密多經』六百巻だが、とりわけそのうちの四百巻は元弘3年（1333）から暦応2年（1339）にかけて、当時三室郷一帯の領主であった河越氏（平重遠およびその一族）のために、社僧の性尊らによって筆写されたもので、多くの跋文や識語が記されている。<sup>(19)</sup> このなかで、巻第百十九の奥書に見える次のような跋文が女体社の初見史料である。

女躰大明神 金剛仏子性尊

元弘三年<sup>癸酉</sup>六月八日申尅書写之了

右志者奉為當社繁昌也

奉為金輪聖王天長久御願圓滿也

古志者為<sup>2</sup>當所地主平人々殿中安穩子孫

繁昌所從眷族牛馬犬畜生益万倍心中所

願成就圓滿一切衆生皆成仏道雖兩眼苦

暗書寫之処也

（ダン） （性尊）  
（花押）

写経の趣意を記していることから、この巻第百十九はおそらく性尊が最も初めに書写したと思われる巻だが、これによって元弘3年（1333）には「女躰大明神」がこの地に勧請されていたことが明らかであろう。さらに同社には、「正應六年<sup>庚午</sup>九月八日 佐伯祝」という銘のある銅製飾鉢も所蔵されている。こうして奉納品は後世、他から流入したと考えられるものもないわけではないが、三室村女体社の神主武笠氏は佐伯姓であったことが知られるので、当社本来の伝世品とみてよい。以上より、当社が鎌倉期には確実に成立していたことが知られるのである。なお、先の『大般若波羅密多經』六百巻は、戦国時代には川越中院の僧裔藝らによって、武藏岩付城主の太田氏のために盛んに真読されているが、その間に書き込まれたらしい「御室女躰御経」といった識語が各巻に見られ、中世を通じて「女体社」として信仰されていたことを物語っている。<sup>(20)</sup> ただ、「見沼周縁部の女体社群」のうち、他の3社については、いまのところ勧請年時をうかがう史料や手がかりが全く得られていないが、現存する2社、つまり浦和市大間木と大牧の氷川女体神社が典型的な小社であることから、それらは三室村の女体社の影響下で成立したもので、その時期はそれよりも降るとみてまちがいないだろう。

最後に栃木県真岡市に現存する熊野女体神社にも触れておくと、『真岡市史』第6巻（1987年）や『日本歴史地名大系9 栃木県の地名』（1988年）などでは、天正5年（1577）に真岡城主芳賀高継が真岡城鎮のために勧請したと記している。「旧利根川水系の女体社群」と同様に天正年間の創建という伝

承を伝えている点は興味深いが、いずれも典拠を上げておらず根拠は不詳である。他に関連する史料は管見では見出していない。

以上の考察結果をまとめると、三グループのうち成立の最も古いのは、「見沼周縁部の女体社群」ということになる。とりわけ三室村の女体社は鎌倉期まで遡りうるもので、その規模も大きいところから、グループの中核的存在であったことが知られるのである。ついで、「旧利根川水系の女体社群」の多くが天正年間頃とみられ、距離は隔っているが栃木県真岡市の女体社がほぼ同時期との伝承を有している。それに対して「多摩川水系の女体社群」は、永禄年間に遡りうる考え方もあるが、それ以後の可能性も十分にある、といったところになるであろうか。こうした点を念頭に入れて、次はいよいよ、本質的な問題である信仰の内容や勧請の背景などについての考察に入ろう。それによって、グループ相互間の関係も明らかになるはずである。

#### 第4節 「女体」の意味をめぐって

女体社の成立事情や当初の信仰形態を解明するには、二つの糸口があると思う。一つは「女体」という社号に冠せられた用語から迫る方法であり、もう一つは分布状況の特徴から河川や湖沼に関わる信仰という点に注目する方法である。

まず第一の方法から検討に入りたい。この神社が際立っているのは、何と言っても社名の特異さにあると思われるが、一般的に「女体」という語の有する今日的なイメージから、興味本位の目で見られやすい神社であることは確かである。すでに戦前から、この社号をはばかる傾向が一部にあったことは、越谷市平方の女体社が女帝神社、加須市船越の女体社の別当寺であった女体寺が如体寺、さらに北足立郡吹上町の袋神社（女体社の改称）の別当寺、西福寺の山号はかつて女体山であったのに、今は如台山と表記しているといったような例から、そのことがわかる。

しかし、少なくとも中世においては、「女体」という語は全く抵抗なく用いられていた言葉であった。その古い使用例の一つとして、かつて七条院領丹波国桑田郡田能莊（莊域は現在の大坂府高槻市樅田字田能の付近一帯）の鎮守社であった樅船神社所蔵の、貞応2年（1223）に五体の彫像を造顯したことを見示す次のような棟札の記事を上げることができる。<sup>(22)</sup>

当所大明神御正躰式躰……（願主名省略、以下同）

大明神御本地觀音……

・

女体御前本地大日如來……

黒迦羅御前本地阿弥陀仏……

……（以下の記事省略）……

右のうち、「大明神御正躰」というのがこの神社の祭神を偶像化した、いわゆる神像彫刻のことである。現在、同神社社殿に安置されている鎌倉前期以前の作風を有する男神・女神の二体の神像が、これに該当すると考えられている。当時の祭神の具体的な名称は不明だが、二行目の「大明神」と三行目の

「女体御前」がこれにあたり、この二神の各々の本地仏として造られたのが観音菩薩像と大日如来像であったわけである。残る一体が「黒迦羅御前」はこの地に古くから祀られていた御靈神で、すでに神像は存在していたが、本地仏だけがこの時に新たに彫造されて一緒に安置されたものらしい。五体の彫像の内訳は、このように神像二体と本地仏像三体（いずれも現存）からなっていたが、そのなかで女神像が「女体」と呼ばれていたのである。

また、宝徳4年（1452）以前の成立にかかる『石清水八幡宮并極樂寺縁起事』には宮寺内に所蔵されていた神像彫刻を次のように列挙している。

### 大菩薩

法躰 俗躰 女躰 各一軀 云々  
清磨奉間託宣

法躰 女躰 二軀

### 若宮

童形二軀 木造 盛 繼 説  
一軀柔軟 一軀忿怒軀也 相叶本地説

### 若宮女王

女躰二軀 木造 盛 繼 説

### 武内

俗躰二軀 盛 繼 説 木造  
男形一軀 女形一軀 俊盛説

これによると、神像には女体のほかに法体、俗体、さらに童形の別があったことがわかる。法体とは言うまでもなく僧形の神像であるのに対し、俗体は俗人のことで、広義には男女双方を含むが、一般的には女体に対応する用語で、男神像（官人姿で表現される）を指称するものであったことが右の記事から知られる。中世にはまだ、さほど「男体」という用例が定着していなかったことも注意してよいだろう。

女体・法体・俗体の語はだいたい鎌倉初期頃から普遍化したとみられるが、それ以前には女形・法形・俗形が似たような意味でもっぱら使用されていた。例えば、『長秋記』長承3年（1134）2月1日条に所見される鳥羽院熊野御幸の記事の一節に、熊野三所の本地を次のように記したところがある。

丞相 和命家津王子 法形 阿弥陀佛

両所 西宮結宮 女形 本地千手觀音

中宮 早玉明神 男形 本地薬師如來

この記事は平安後期に本地垂迹説の進展に伴なって、各々の神の本地が定められたことを示す代表的な典拠の一つだか、その際に「神」の性別や性格付けが改めて厳密に決められたことを物語っている。本地垂迹説の徹底化は一方で神像彫刻の流行をもたらしたから、こうした背景ともあいまって、「女（法・俗）形」に替わり「女（法・俗）体」なる語が多用されるようになっていったことが推測される。

女体の語は、南北朝期成立の『神道集』（東洋文庫本）に「抑々此權現者、男躰女躰但立玉へり」などとあるように、次第に女神一般の呼称として用いられ、さらには伊勢貞頼の『宗五大草紙』に「皇極持統元明元正孝謙の五代も女體にて御位につき、政をおこなひ世をおさめ給へり」とあるごとく、単に

女性の意としても使用されるに至る。しかし、以上の検討で明らかのように、「女体」とは「俗体（男体）」と対応する語で本来は女神像のことであり、あくまでも本地垂迹説の浸透による偶像化が媒介となって生まれた用語とみることができる。この点が、中世の女性一般を示す「女人」「女身」などと異なると言えよう。

さて、関東地方の女体社もこのような女神を祭神としたことが社号の由来と考えられるが、その場合、この地域独自に発現した女神なのか、それとも女神を祀る、先行するある特定の神社や聖地から二次的に勧請されたものか、といった点が問題となる。というのも、関東平野とされていた山々のなかには、のちまで女神を主神としていたことを象徴する「女体山」なる山が多いからである。常陸筑波山の女体山がまずそうである。また、下野のいわゆる日光連山のうちの女峰山も以前は「女体山」の名で信仰されていましたし、さらに言えば、現在の男体山自体が当初の女体山であった可能性が高いとされる山である。<sup>(26)</sup> このほか、常陸奥久慈の女体山（茨城県久慈郡大子町と水府村の境界に位置し、現在は長福山と呼ぶことが多い）<sup>(27)</sup> や下野那須の女体山（栃木県那須郡馬頭町）などがあり、往古はさらに多くの同名の山が存在したのではないかと思われる。

右の疑問については、これまでの現地踏査の結果から、「旧利根川水系の女体社群」の場合だけは、筑波の女体山（山頂に女体祠を祀る）と密接な関係があるとの結論を得ている。その理由は第一に、これららの流域においては、原則としてどの地点からも東方に筑波山の遠景を仰ぐことができるという点である。このグループで最も北西に位置するのは旧埼玉郡袋村の女体社（現吹上町袋の袋神社）だが、この袋地区に隣接して「筑波」なる大字名がある。地名としては新しいが、この地区からも筑波山が非常によく望見できることが命名の由来といわれている。<sup>(28)</sup>

第二には、この流域の女体社のなかに筑波信仰に関わる伝承を有するものが若干あり、付近に筑波講の存在も知られることである。まず、旧下総国に属した千葉県松戸市横須賀の女体社では、祭神として「筑波大神の伊弉冉尊」を奉祭するとの伝承を有しており、埼玉県草加市柿木町（旧埼玉郡柿木村）の女体社も同様に、筑波山の女体祠から勧請されたものと伝え、聞き取りの結果では、社殿も筑波山の方角（北東）を向いて建立されているとのことであった。『草加市史民俗編』（1987年）には、この柿木地区に筑波講が今日も存続していることが紹介されているが、それによれば現在の講員数は約170人で、講の一回の年季を十年とし、十年で全員が一回ずつ代参することになっており、その代参は4月15、6日の両日にかけて行なわれているという。<sup>(29)</sup> また、埼玉県北埼玉郡騎西町芋塙（旧埼玉郡芋塙村）の女体社（通称は権現様）でも、氏子による筑波詣でが近年まで行なわれていたらしい。『騎西町史民俗編』（1985）には、毎年正月14日、神社で祭礼をすませたのち、全員で自転車に乗って筑波山神社に参拝に行なったことや、戦前には町場にも筑波講が存在したことなどが紹介されている。<sup>(30)</sup> 騎西町騎西の玉敷神社境内に残る、大正8年（1919）「筑波山太々講中」が寄進した狛犬一对は、そうした講の盛んであった頃の状況を伝える遺品であろう。

これに対して、「見沼周縁部の女体社群」と「多摩川水系の女体社群」については、今までのところ

ろ、筑波山信仰に関わる伝承は得られていない。そもそも、この二つの地域からは筑波山を望見することができないのである。このことは何も、今日における大気汚染とか林立する建造物とかの影響によるものではなく、過去のいわば自然のままの状況のもとでも、筑波山は見えなかつたことが聞き取りの結果により判明した。<sup>(31)</sup>もっとも、筑波山を直接見ることができなくとも、筑波山信仰が皆無であったとは限らないわけだが、例えば『浦和市史民俗編』(1980年)には、同市内の講集団として筑波講の存在は上げられていない。『川口市史民俗編』(1980年)でも、「筑波山等の講もあるが、その数はぐっと少なくなる」と指摘されるにとどまっている。<sup>(32)</sup>両市内で圧倒的に多いのは榛名講と大山石尊講（阿夫利講）のようである。

このように、関東平野の周縁部の女体山との関係に注目した場合、「旧利根川水系の女体社群」は、ある時期から筑波山（女体山）と密接な関係を有していたことがほぼ確認されるものの、「見沼周縁部の女体社群」と「多摩川水系の女体社群」については、筑波山信仰とは一応無関係とみなさざるをえない。ちなみに、後者の二つのグループについては、日光との関係も見出すことができなかった。『新編武蔵風土記稿』卷之百八、多磨郡之二十によると、当時牛沼村（現在の埼玉郡所沢市内）に日光大権現社なる神社があったことが知られる。この神社の勧請年時は必ずしもはっきりしないが、二荒山（日光）信仰の影響下で成立した神社は、もともと「日光権現」と称することが多かったと思われる点も、これらの地域の女体社が日光とは結びつかないと推断される理由の一つである。<sup>(33)</sup>

ただ、栃木県真岡市の熊野女体神社の場合だけは、あるいは日光のかつての「女体山」から勧請された可能性が全くないとは言い切れない例である。真岡市は北西に日光連山を、南に筑波山をと双方の山を眺めることのできる場所に位置するが、『真岡市史』第5巻民俗編（1986年）によれば、市内には筑波山信仰がほとんどないのに対して、現在でも若い衆が男体山へ登る「男体ヒマチ」や講集団としての男体講などがあるとされ、古くより二荒山信仰との関わりが深い土地柄であったことが確認されるからである。もしそうだとすれば、真岡市の女体社はこの点からも、関東地方の女体社群のなかで一つだけ異質なものと言うことができる。

いずれにしても、「女体」という語、もしくは女体山の存在に注目して検討することにより、「旧利根川水系の女体社群」については筑波山との関係がある程度判明したわけだが、依然として疑問なのは、なぜ「女体」という社号を付けたのかという点である。筑波山から勧請されたのならば「筑波山神社」と称してもよさそうだが、実際にはそうではなく、また筑波山のように「二子山」に類する山の場合、早い段階から女神と男神とが一対のものとして信仰されていたと推定されるにもかかわらず、「男体神社」というのも、これまたほとんど皆無であるからである。<sup>(34)</sup>筑波山信仰の中心はあくまでも女体山のほうであったと言えばそれまでだが、やはりしっくりいかない点である。そもそも文献史料では、筑波山信仰と女体社との関係を中世まで遡らせるることはできず、「女体」なる語だけでは解けない問題がここにあると言わざるをえない。そこで次に、河川・湖沼に沿って鎮座するという存在形態の点から考えてみる必要がある。

## 第5節 女体社の成立事情と当初の信仰形態

関東地方の女体社が、河川や湖沼に沿って鎮座するという立地条件から容易に想起されるのは、船の信仰に関わりがあったのではないかということである。それは三室村の女体社では、かつて御船祭と称する祭礼が行なわれていたことによる。『新編武蔵風土記稿』卷之百四十四の足立郡山口新田の項に、女体権現の御船祭の際、神輿が立ち寄った御旅所の地が、「享保開発」（見沼代用水の開削）以後に除地とされた旨の記事のあることは先に引用した通りだが、関連した史料が武笠神主家文書のなかにもある。享保12年（1727）9月日付の「御船祭移候訳」で始まる書状案がそれで、今般、見沼溜井が新田に取り立てられることにより、従来通りの御船祭の執行が困難であるため、新田地に山を築き、周囲には池を廻らし、山に船形の高壇を設けて、新たに磐船祭と号して旧例の祭礼を相続したい旨を申請した内容となっている。<sup>(36)</sup>しかし、これには御船祭については「天下国家安全長久之神事、当社之深秘唯受一流之伝法ニ而、私家ニ相続仕来候」とあるのみで、しかも御船祭を踏襲した磐船祭も明治年間に退転したため、祭礼の本質は必ずしも明らかではない。<sup>(37)</sup>

ただ、御船祭と呼ばれる祭礼は現在でも全国各地で行なわれているから、それらを手がかりとする道は残されている。今日伝承されている御船祭の祭礼内容にはさまざまな形態があって、茨城県鹿島神宮や千葉県香取神宮の御船祭が多く御座船の行列を伴なうものであるのに対して、和歌山県熊野速玉大社<sup>(38)</sup>のそれは、島根県美保神社の諸手船神事と同様に、数人の漕ぎ手による競漕を主内容としているといった具合である。しかし、前者が「神幸祭」とも称されているように、御船祭にはほぼ共通している要素は、神輿の渡御であることは疑いないようである。それではこうした臨幸する神は、もともとどのような性格の神であったのか。右に上げたような例では、祭を伝承している各々の神社の祭神が神幸するという形式になっているが、御船祭の対象となったのは、本来は船に祀られた神そのものではなかったかと私は考えている。例えば、三重県鳥羽市の正福寺で旧暦正月18日に行なわれている御船祭は、寺院の行事として残された珍しい例だが、その目的は船の海上での安全を祈願するためであるとされている。これこそが当初の御船祭の本質を伝えた事例であるように思えるのは、次のような理由からである。

海上・河川・湖沼を問わず、船の航行の安全を祈るために、船上で神を祀ることが我が国では古くからみられた。一例として、太宰府觀世音寺が寺領からの年貢米を本寺の東大寺へ運上する際には、船の賃料や乗組員の功食料などとともに、必ず「船祭料」が計上されていたことが知られる。大治5年（1130）11月5日付の、觀世音寺領筑前國碓井封から年貢米 216石余を運上した時の送状に、雜用米66石9斗の内訳として次のようにあるのがその初見である。<sup>(40)</sup>

十石五斗 船賃料

・・・

三斗 船祭料

三斗 奴祭料

七石八斗 梶取功食料

廿七石 水手九人功食料

六斗 欠料

一石五斗 平駄賃料

……（以下略）……

碓井封は現在の福岡県嘉穂郡碓井町がその遺称地だが、ここからの年貢米は平駄船に積んで遠賀川を葺屋津（現福岡県遠賀郡芦屋町）まで下り、そこから海船に積み換えて瀬戸内海を通って奈良まで運ばれたものらしい。右の「船祭料」とは、その航行中に船上で執行された御船祭のための費用と考えられる。鎌倉時代にも、高野山領の諸荘園からの年貢米が紀ノ川を経て運上される際、やはり同様に御船祭の経費が設定されていたことが確認できる。<sup>(42)</sup> 航行安全のために船に祀られた守護神は、今日一般に「船靈」<sup>(43)</sup> の名で知られ、主として民俗学の研究対象とされてきたが、この語句の文献上の初例はすでに奈良時代に求められる。『続日本紀』天平宝字7年（763）8月壬午条に次のように見えるのがそれである。

初遣高麗國船、名曰能登、帰朝之日、風波暴急、漂蕩海中、祈曰、幸頼船靈平安到國、必請朝庭、酬以錦冠……

遣高麗船の「能登」が帰国途中に暴風雨に遭った時、無事に日本に帰着できるように船靈に祈願したというのである。ところで、『延喜式』卷九、神祇九の神名の部（いわゆる神名帳）によれば、当時攝津国住吉郡に官社に列した神社として船玉神社があった。<sup>(44)</sup> これは船の守護神であるそうした船靈が、当時港として賑わった難波津に勧請されたことを物語っている。すなわち、船上に祭祀された船靈は陸上に招き鎮められることもあったのである。

かつて琵琶湖上で行なわれていた御船祭の場合にも、これと同様の経緯が推察される。天正5年（1577）の成立という『日吉社神道秘密記』<sup>(45)</sup> によると、御船祭が催されたのは、古来重要な港として知られていた唐崎（現滋賀県大津市内）の沖であったが、湖面を見渡せるこの湖畔に女別当社なる神社が祀られていた。ここは日吉山壬七社の神輿が神幸する宿院（御旅所）の地でもあったため、御船祭もいつしか日吉大社の年中行事として取り込まれていたが、もともとは湖上を往来する便船や漁を営む漁船の安全を祈る祭礼であり、それらの船靈を陸に鎮座せしめたのが女別当社の起源と思われる。

女別当社という社号の由来については、種々の伝説が付加されているが、直接のいわれは「女形之御神体」を祀っていた点に因むことは明らかで、このことは船靈の神格が女神であった事実を示すものにはかならない。船靈信仰は今日でも各地の漁村などに残存しており、従来の報告事例では男女二神の人形を御神体としている地方が多いようであるが、それは変質したのちの姿であって、本来は一貫して女神であったとの指摘は一部の民俗学研究者の側にもある。この点は文献史料からも推定できることで、中世以来の海事慣習を近世になって集大成した『日本船路細見記』<sup>(46)</sup> の諸本に掲載される船靈図は、いずれも女神像として描かれているのである。そして、近江唐崎の女別当社の存在は、中世にも船靈が女神として理解されていたことを、何よりも雄弁に物語る例と言ってさしつかえないだろう。

関東地方における女体社の社号の由来と分布の特徴を考える糸口が、以上の検討でようやく得られることになる。すなわち、最も成立の古い三室の女体社は琵琶湖畔の女別当社の場合と同様に、本来は見

沼を往来する船人たちが船靈を岸辺に祀り鎮めたのが起源であり、いったん神社が成立したのちに伝統行事として定着したのが、近世まで行なわれていた御船祭であったと考えられるのである。そうすると、旧利根川水系の女体社群の成立についても、中世この流域での水運が飛躍的に発展してきていた事実らしくして、当然船靈信仰の影響を受けていたことが想定されよう。

かつての利根川本流であった古利根川での舟運が、史料上で顕著になるのは莊園年貢の代銭納が進み、流通経済が浸透してくる南北朝期からである。下総国（千葉県）の香取神宮の旧大禰宜家文書によると、<sup>(50)</sup> 14世紀後半の古利根川流域（合流後の太日川流域を含む）には、少なくとも彦名（三郷市）・戸ヶ崎（同上）・鶴ヶ曽根（八潮市）・大堺（八潮市か）・猿俣（東京都葛飾区）・行徳（千葉県市川市）・長島（東京都江戸川区）の7ヶ所の河関があった。<sup>(51)</sup> これらは当時、いずれも香取神宮の灯油料所・造営料所として設置されたもので、関銭の徵収を名目とする経済的な役割を帯びた関所であったことが知られる。そのことは同時に、それらの所在地が船舶の繋留できる条件を備えた、商品交易の拠点でもあったことを容易に推測させよう。とりわけ象徴的なのは、このなかに彦名関があることである。当初は下総国葛飾郡に属した下河辺莊内に位置していた彦名は、現在三郷市に「上彦名」の遺称をとどめるが、この地は現在女体社の鎮座する同市彦野や彦糸とは至近の距離なのである。また、女体社がかつて集中的に存在していた現吉川町の上内川・下内川の周辺も、やはり古利根川に沿った南北に細長いこの下河辺莊に含まれていたが、同莊は鎌倉後期以降金沢称名寺領となっており、貢納品や商品運搬船がこの彦名を拠点として、東京湾の品河湊を経て六浦まで結んでいたらしい。<sup>(52)</sup> 「旧利根川流水系の女体社群」の成立が、この流域での舟運とそれに伴う商業活動の発展とも無関係でなかったことは、もはや疑いないだろう。

ところで、この流域の女体社群の成立が、ほぼ天正年間頃とみられることはすでに指摘した。天正年間（1573～92）は後北条氏による武藏全域の支配体制が完成した時期であるが（もっとも、同18年には秀吉による小田原改めで滅び、家康の江戸入城という事態を迎えるが）、後北条氏は領国経営の必要上、舟持ちなどの交通業者の保護と掌握をはかったことが、今日残存する多くの印判状などから知られる。<sup>(53)</sup>そのため、現在の古利根川を中心とする旧利根川水系での舟運もいっそう活発化し、その交通量は最高潮に達した。武藏八王子城主北条氏照が家臣布施美作守に宛てた、『武州文書』所収の年欠（天正年間とみられる）6月3日付の書状には、埼玉郡八甫（現埼玉県鶩宮町内）に商船が三十艘も集中して、他船の往来の妨げになるから、速やかに各々の船籍地へ戻させるよう指示したことが見える。これなどは、その一端を示すものである。

こうした状勢のもとで、「旧利根川水系の女体社群」の成立をもたらした船靈信仰が、見沼周縁部のその影響を受けたとすれば、どのような事情や背景があったのか。この点を考える上で示唆的なのは、『武州文書』などに収められた「市場之祭文」である。一般に市場祭文とは、定期市で市祭が行なわれた際に宗教者が神前で奉読した文書だが、右の祭文には女体社の鎮座地とも重なる、旧利根川水系に沿った所在した彦名市・花和田市・吉河市・春日部郷市（以上いずれも下河辺莊内）などを含めた、33ヶ所の市名が付載されている。日付を見ると延文6年（1361）に執筆された原本を、応永22年（1415）に書

写したものという体裁になっているが、実際にはこの後も市名が書き加えられたことが歴然としており、それらの分布範囲が岩付太田氏の勢力圏と重なることから、戦国時代後半、岩付太田氏の勢力が後北条氏に包含されて以後の成立とするのが通説である。<sup>(58)</sup>

相模小田原に本拠を置く後北条氏が、古河公方と上杉氏一族間の内紛の間隙について、本格的に武蔵支配に乗り出したのは大永4年（1524）以降、二代目の氏綱の時からであった。しかし、武蔵全域を支配体制下に入れるまでにはなお曲折があって、天文14年（1545）の河越夜戦での大勝後も、永禄4年（1561）には関東管領職と上杉氏の名跡を継いだ長尾景虎（上杉謙信）による小田原進撃を受けるなど、後退を余儀なくさせられている。この間、最後まで頑強に後北条氏に抵抗したのが、岩付城（現埼玉県岩槻市内）に拠った扇谷上杉氏の重臣太田資正であり、永禄7年（1564）北条氏政は資正とその子資房の確執を利用して、ようやく資房（のち氏資と改名）を帰属させることに成功した。氏資の死後は、氏政の三男氏房に太田氏の跡を継がせて岩付城を支城化する。「岩付太田氏の勢力が後北条氏に包含された」とは、以上のような経緯を指しているのである。

この岩付を本拠とした太田氏が領内三室郷の「女体大明神」に絶大な信仰を寄せ、河越中院の僧窟藝を遣わして『大般若波羅密多經』を真読させたことについては第3節でも若干触れたが、それは関東に侵入した長尾景虎軍と応戦した北条氏康軍により、武相が大乱状態となった永禄4～6年（1561～63）のことであった。<sup>(59)</sup> この時は「敵氏康」を調伏し、天下静謐を祈禱するのが目的であったが、後北条氏の支配下に入ったのちも三室女体社への保護崇敬策が継承されたことは、元亀3年（1572）10月21日付の女駄宮神主宛の北条氏印判状が伝わることなどから疑いない。見沼周縁部の船靈信仰が、旧利根川水系に伝播したことに政治的な背景があるとすれば、両地域がともに岩付太田氏の支配圏内（岩付領）に含まれていて、相互に交流があったという事情がまず考えられよう。二つの地域は距離的にはやや隔たっているが、前掲の「市場之祭文」によれば、鳩ヶ谷里市（現埼玉県鳩ヶ谷市里）・青木市（現埼玉県川口市青木）・伊久宇市（現東京都足立区伊興町か）などの市が芝川の下流沿いに成立していたことが知られるから、吉利根川を往来する商船が、その支流であった当時の入間川（ほぼ現在の荒川の河道にあたる）を経て、さらに芝川の中流域に位置していた見沼まで結んでいた可能性は十分にある。船靈信仰の流布も、右のようなルートが媒介になったことが想定されるのである。

それでは、「旧利根川水系の女体社群」が筑波山信仰の影響を受けていたという、第4節で明らかになった事実と、以上のこととはどのように関わるのか。おそらく、この二つの性格は時代的な信仰形態の違いによるもので、近世初頭に現在の吉利根川が利根川本流としての地位を失ったことが両者の画期となっているのではなかろうか。つまり、旧利根川水系の川筋が舟運のルートとしての機能を果さなくなると、女体社の船靈としての性格が次第に忘れ去られ、女神を祀るという点で共通し、しかも日頃この流域から仰ぐことのできた筑波山（女体山）との結びつきが強まって、今日に至ったと思われる所以である。女体社が一種の流行神であったことは、ここにも反映されていると言ってよいだろう。

一方、船靈信仰そのものは、広義の利根川水系にはこれ以後も普遍的に存在していたことが知られる。

例えば、東遷後の利根川（本来の常陸川の河道につないだもの）と江戸川の分岐点に位置し、近世を通じて河岸として栄えた茨城県猿島郡境町の香取神社には、「船玉大神」（女神像）が描かれた掛軸が所蔵されているし、同神社の境内には嘉永6年（1853）奉納の「船玉大明神」の石祠もある。このあたりから同県北相馬郡利根町布川にかけての利根川沿い、あるいは千葉県流山市にかけての江戸川沿いには、境内社や屋敷神としての船靈（玉）<sup>(61)</sup>神社が多く分布し、近世関東水運の大動脈となった地域で、依然船靈信仰が衰えていたかったことをうかがわせるが、この場合は文字通りの「船靈神」を祀るものであった。それに対して、「女体神」の名で流布した船靈信仰は、古利根川を中心とする旧利根川水系での舟運が活況を極めた後北条氏政権下における、船人たちの熱狂ぶりを示す「時代的産物」と言うことができるのである。

## 第6節 「多摩川水系の女体社群」の歴史的意義 — むすびにかえて —

以上、関東地方における女体社の三グループのうち、「見沼周縁部の女体社群」と「旧利根川水系の女体社群」の各々の成立時期や成立事情、両者の関係などについて検討してきた。最後に残された問題は、「多摩川水系の女体社群」は前二者とどう関わるかということである。現地調査の結果では、多摩川流域には筑波山信仰の影響は看取することができなかったことを先に指摘したが、そうすると立地条件等からして、この流域の女体社群も基本的には、やはり最初から船靈信仰によって成立したものであることは疑いないだろう。勧請時期については、現在の川崎市幸区幸町に鎮座する女体社が戦国期（永禄2年以降）に遡りうる可能性のあることを第1節で考察したが、女体社の流布が流行神現象という性格を有していた点からみて、「多摩川水系の女体社群」はいずれもだいたい同じ頃に成立したと推定することは無理ではない。そして、このことは旧利根川水系が後北条氏の勢力圏内に入っていた時期（天正年間）には、当然多摩川流域もその支配下にあった事実によっても補強されるだろう。旧富岡村の女体社（現存しない）は、このグループのうちで一つだけ流域とはかけ離れた地に存在していたものだが、『小田原衆所領役帳』には「関新次郎……百貫文 久良岐郡富岡之内」と見え、富岡の地は当時確実に開発されていたところであり、しかも後北条氏の政権下にあったことが文献によって知られる例である。<sup>(62)</sup> このようにみると、「旧利根川流域の女体社群」と「多摩川水系の女体社群」は、ともに後北条氏による武藏一国支配のもとで成立した神社であると言ってよく、二つの分布状況はとりもなおさず、東京湾（当時は内海と言った）を媒介に、武藏国の東端と西端に位置する両河川の間を結ぶ水上交通が発達し、物資輸送などが盛んに行なわれたことを示唆しているとみてよいのではなかろうか。

ところで、多摩川の水運に関しては、この川が頻繁に氾濫と洪水をもたらした我が国でも屈指の急流であるのに加えて、平時は流量が絶対的に低かったという要因が定期的、継続的な舟運の発達を困難にさせており、船舶を利用した物資の輸送路として盛んに利用されるようになるのは、近世に入ってからであるとするのが通説であった。<sup>(63)</sup> もっとも、最近になって峰岸純夫氏が、多摩郡船木田荘（現在の東京都八王子・日野・多摩三市にまたがる丘陵地帯に存在した）が、船材を始めとする建築用材を供給した

林業莊園であったことに注目しつつ、それらを輸送するのに早くから多摩川が重要な役割を果したのではないかと指摘され、必らずしも筏流しばかりではなく、一定程度の舟運が利用された可能性を示唆されている。<sup>(6) (4)</sup> 鎌倉時代に多摩川の舟運が発達していたとするには、今後新たな史料の出現を待たねばならないだろうが、少なくとも戦国期の後北条氏治政下においては、多摩川の中流域（旧馬絹村の女体社は中流域にあたる）まで舟運の便が開かれ、旧利根川水系と交流がなされるに至っていたことは、以上の考察から明らかであろう。「多摩川水系の女体群」の歴史的意義は、実にこの点にあると言うことができるのである。

## 註

- (1) 『大田区史（資料編）民俗』（1983年）第4章第1節の「神社の変遷」
- (2) 『神奈川縣橋樹郡案内記』（1914年）の「宮前村」の項にも女體神社等の数社が合祀されて神明神に改称された旨を記す。
- (3) なお、同書卷之百八、多磨郡之二十の福生村に所見される「両體權現社、社地村除、三間四方の覆屋なり、小名長沢にあり、祭神伊弉諾伊弉冉の両尊なり、村持」とある神社も興味深いが、これは一応除外しておく。『福生町誌』（1960年）103～4頁によると、現在は神明社に合祀されているらしい。
- (4) 『十三塚－実測調査・考察編－』（1985年）13頁でも、馬絹村の女体權現に触れて、その所在地を『神鳳抄』所載の橘御厨と結びつけている。
- (5) 杉山博校訂『小田原衆所領役帳』（『日本史料選書』第2巻）による。
- (6) 『角川日本地名大辞典14神奈川県』（1984年）839頁の「南河原」の項では、『川崎誌考』なるものを引いて、「『役帳』には江戸六郷南河原と見え、当時多摩川は南河原の南を流れていたので、六郷の南にある河原という意味だとする説もある」とするが、『小田原衆所領役帳』に「南河原」の記事はなく、「大師河原」の誤りではないかと思われる。
- (7) 昭和62年度文部省科学研究費補助金（奨励研究A）による「小社・小祀の成立事情と存在形態をめぐる歴史学的研究」（課題番号627101198）
- (8) 長野県町村誌』第3巻南信篇（1936年）、『諏訪史蹟要項』卷20諏訪市豊田篇（1960年）など
- (9) 埼玉県妻沼町にも「女体」「東女体」なる地名が残り、かつて「女体様」が祀られていたらしい（女沼＝妻沼の語源ともされる）が、現存せず近世の地誌等にも所見がないので、後考を俟つこととした。以上の点は『妻沼町誌』（1977年）による。
- (10) 内閣文庫所蔵。旧武藏国のうち、埼玉県に関わる部分は埼玉県立文書館にも所蔵される。
- (11) 利根川に関する文献は多いが、流路の変遷については本間清利「河川用水の沿革概略 — 埼玉東部を中心として — 」（『草加市史研究』5号、1987年）や鈴木哲雄「古隅田川地域史における中世的地域構造」（『千葉史学』4号、1984年）が有益である。

- (12)当社のことは浦和市総務部市史編さん室編『わがまち浦和地域別案内』（1982年）に解説がある。
- (13)これについては見沼代用水土地改良区編『見沼代用水沿革史』（1957年）参照
- (14)『新編武蔵風土記稿』卷之百四十四、足立郡之十、山口新田の項
- (15)埼玉県神社庁神社調査団編『埼玉の神社入間・北埼玉・秩父』（1986年）
- (16)加須市史編さん室編『加須市の神社・寺院』（1983年）
- (17)流行神の概念については宮田登『近世の流行神』（日本人の行動と思想17、1975年）を参照
- (18)利根川の治水関係の研究は多いが、根岸門蔵『利根川治水考』（1908年）、吉田東伍『利根治水論考』（1910年）、栗原良輔『利根川治水史』（1943年）などが先駆的な業績として知られる。なお、『国史大辞典』第10巻 396頁の「利根川」の項では、元和7年（1621年）の新川通りと赤堀川開削を最初の工事としているようである。
- (19)これらの跋文・識語はすべて『浦和市史』第2巻古代中世史料編Ⅱ（1978年）に収録された。
- (20)稻村担元編『武蔵史料銘記集』78号
- (21)なお、野尻靖「氷川女体神社に関する若干の考察 — 社名の変遷を中心に —」（『浦和市史研究』2号、1987年）でも、氷川社・中氷川社・氷川女体社の3社をセットで捉える通説を批判しつつ、氷川女体社は近世以前は女体として単独に存在し、大宮氷川神社との関係は本来なかったが、それと結びつくことによって大社に発展したことなどが指摘されている。
- (22)『京都府史蹟勝地調査会報告』第6冊91~2頁。この棟札に言及した研究として河音能平「丹波国田能莊の百姓とその『縁共』について」（同氏『中世封建社会の首都と農村』所収、1984年）があり、本稿でもこれに導かれる点が多かった。
- (23)『石清水八幡宮史料叢書』2縁起・託宣・告文 所収
- (24)『神道集』第廿一、能登国石動権現事
- (25)『群書類從』巻第四百十三、武家部十四
- (26)正応元年（1289）施入の輪王寺所蔵銅製錫杖に「日光山女体権現御宝前」とあることがその点をよく示す。
- (27)和歌森太郎「日光修験の成立」（肥後先生古稀記念論文集刊行会編『日本民俗社会史研究』所収、1969年）。日光山史編纂室編『日光山輪王寺史』（近藤喜博執筆、1966年）も、この点はほぼ同見解
- (28)かつての女体社の別当寺だった西福寺の住職井上有岳氏の御教示による。
- (29)『草加市史民俗編』 702頁
- (30)『騎西町史民俗編』 330頁
- (31)この聞き取り調査には、埼玉県熊谷市立女子高校教諭の森幹一氏の協力を得た。
- (32)『川口市史民俗編』 118頁
- (33)なお、船越村の女体社について『騎西町史民俗編』330頁では、境内に男体神の碑もあることを指摘し、「船越では日光山の女体、男体の山神とみていたようである」と述べているが、この点について

は未確認。

(34)『真岡市史』第5巻民俗編679~701頁

(35)現地調査の結果、加須市船越の如体神社の境内に近世の「男體大神」の石祀を見出したが、管見ではこれが唯一の男体社である。

(36)『浦和市史』第3巻近世史料編IV-255頁

(37)木本雅康「氷川神社の方位と信仰」(『國學院雑誌』93巻8号、1992年)が御船祭に言及し、氷川・氷川女体・中山の三社の間で執行されていたとの興味深い事実を指摘されたが、その本質を解明するには至っていない。なお、木本氏はこの三社が古くからセットで信仰されていたという通説を踏襲されている。

(38)(39)以上の祭礼について紹介した文献は多いが、最近のものとして『都道府県別 祭礼行事』(1993~、桜楓社)の「千葉県」「和歌山県」などの巻を挙げておく。

(40)和歌森太郎編『志摩の民俗』(1965年)、鈴木敏雄『志摩の民俗』上・下(1969年)、堀田吉雄『海の神信仰の研究』上・下(1978、79年)など。とりあえずは『日本歴史地名大系24三重県の地名』(1983年)の「正福寺」の頃を参照。なお、この御船祭の本質が船靈信仰であることは堀哲「東海地方の船靈信仰」(『東京大学宗教学年報』I、1983年)が指摘している。

(41)内閣文庫所蔵觀世音寺文書(『平安遺文』2170号)

(42)例えば、高野山文書の正嘉元年(1257)12月15碑紀伊南部莊年貢米送文(『鎌倉遺文』8173号)など

(43)この神社のことは、天平3年(731)7月5日執筆という「住吉大社神代記」(『平安遺文』補1号)にもすでに見える。

(44)『群書類從』巻十八、神祇部十八。これを分析したものに村山修一『変貌する神と私たち』(1990年)がある。

(45)例えば、『近江国輿地志略』(『大日本地誌大系』)巻之十五、志賀郡韓崎の「女別當社」の項では、『日吉記』『鎮座記』『行丸日吉秘記』『長物語』など、見える由来を紹介している。

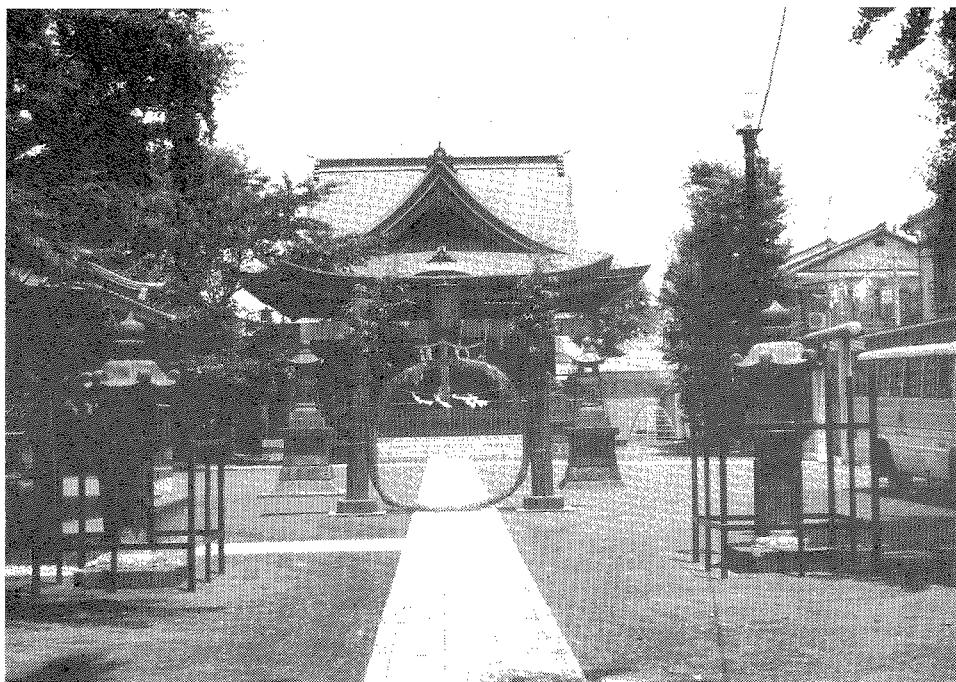
(46)前掲『日吉社神道秘密記』の他の摂社・末社の記事を参照。

(47)船靈に関する研究は多いが、このような習俗を紹介した主なものは次の通り。桜田勝徳『漁村民俗誌』(1934年)、柳田国男「玉依姫の問題」(『妹の力』所収、1940年)、牧田茂「海民信仰論—船靈信仰を中心に—」(『國學院雑誌』46巻6号、47巻3号、1940~41年)、倉田一郎「船に関する資料」(柳田国男編『海村生活の研究』所収、1949年)、柳田国男監修・民俗学研究所編『民俗学辞典』(1951年)の「船靈」の項、牧田茂『海の民俗学』(1954年)、大塚民俗学会編『日本民俗辞典』(1972年)の「船靈」の項(牧田茂氏執筆)、桜井徳太郎編『民間信仰辞典』(1980年)の「船靈様」の項(飯島吉晴氏執筆)、国分直一「船と航海と信仰」(『之とのす』19号、1982年)、武徳「船の祭祀」(『月刊考古学ジャーナル』250、1985年)

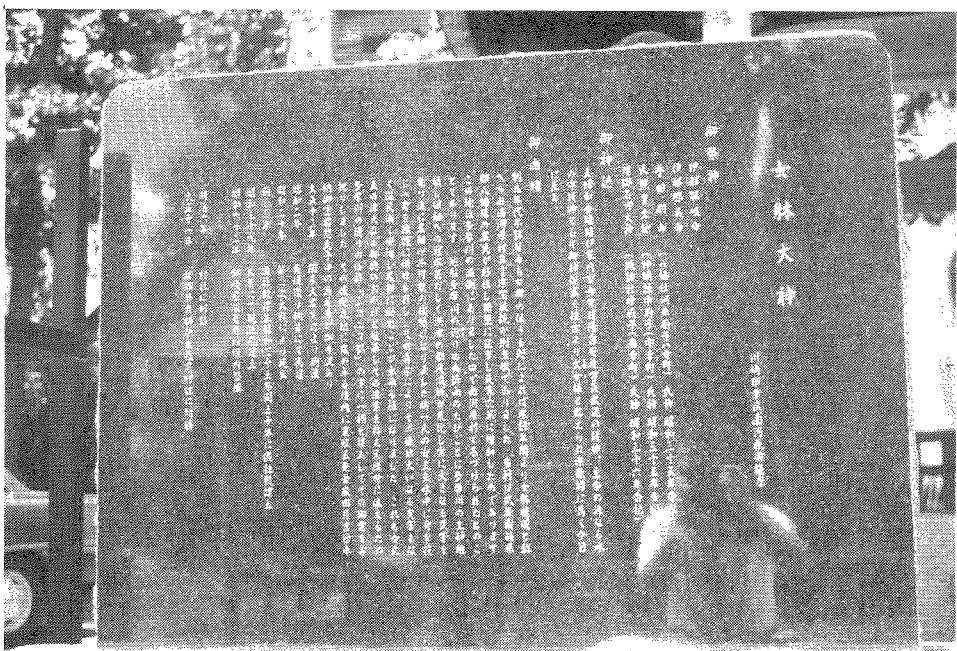
(48)例えば桜田勝徳「船靈の信仰」(須藤利一編著『船』所収、1968年)

- (49)『海事史料叢書』第8巻所収
- (50)『新編埼玉県史』資料編5中世1古文書Iに編年順に収録
- (51)以下、遠藤忠「古利根川の中世水路関」（『八潮市史研究』4号、1982年）によるところが大きい。
- (52)ただし、このうち彦名関は、鶴岡八幡宮文書の応永26年（1419）9月15日鎌倉御所足利持氏御教書（『神奈川県史資料編の2中世2』）によって、同年までに鶴岡八幡宮領となっていたことが知られる。
- (53)この莊園については、さしあたり原田信男「利根川中流域における莊園の村落景観—太田莊・下河辺莊を中心に—」（中世東国史研究会編『中世東国史の研究』所収、1988年）が参考になる。
- (54)品河湊・六浦をめぐる中世海上交通については、綿貫友子「『武藏国品河湊船帳』をめぐって—中世関東における隔地間引取の一側面—」（『史艸44』30号、1989年）、同「中世東国と太平洋海運」（『六浦文化研究』2号、1990年）などを参照。
- (55)小笠原長和「中世の東京湾—房総と武相との関係—」（『史觀』47冊、1956年）
- (56)『新編埼玉県史』資料編6中世2古文書2-1659号
- (57)『武州文書』巻十五、埼玉郡大口村武助所蔵。なお、ほぼ同文の市場祭文が勝田家文書に伝存していることが杉山正司「中世末武藏東部の市における諸問題—岩付を中心として—」（『埼玉県立博物館紀要』7号）で紹介された。
- (58)豊田武『増訂中世日本商業史の研究』（1952年）。なお、杉山氏前掲論文（註(51)）では、さらに永禄10年（1568）から天正18年（1598）の間に絞られることが指摘されている。
- (59)『大般若波羅密多經』の奥に記された識語の分析による。なお、最近加増啓二「戦国期東武藏の兵乱と祈禱—岩付領における裔芸の大般若經真読—」（『戦国史研究』24号、1992年）でこのことが詳述されている。
- (60)『武州文書』巻九、足立郡三室村女躰社神職武笠外記所蔵、『浦和市史』第3巻近世史料編IVなどに所収
- (61)以上の記述は榎本正三『河岸の人々の暮らし』（1990年）264~71頁によるところが大きい。なお、渡辺貢二「境河岸の船仲間」（『千葉県立大利根博物館調査報告』1号、1984年）でも、境河岸の船仲間が所持していた近世の「船玉大神」の掛軸が紹介されている。
- (62)なお、徳川家康の江戸入城後は、文禄3年（1594）に武藏国喜多見郷の領主であった旗本（のち大名）江戸氏の采地（1700石）となっている。この点については熊原政男「金沢の歴史散歩（-）」（『金澤文庫研究』109号、1965年）、中村昌治「世田谷区喜多見と江戸氏—喜多見氏の興亡—」（『多摩のあゆみ』29号、1982年）などを参照
- (63)平野順治「多摩川水運史へのアプローチ」（『地方史研究』214号、1988年）
- (64)峰岸純夫「中世東国の水運について」（『国史学』141号、1990年）

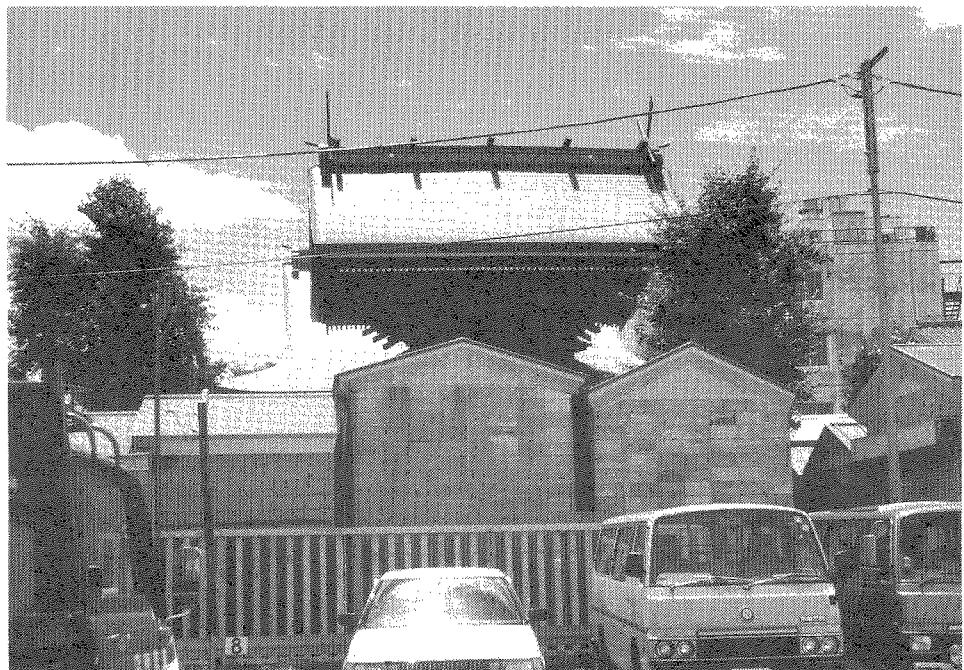
(写真 1 - 1、2、3) 神奈川県川崎市幸区幸町（旧橘樹郡南河原村）の女体神社



(1 - 1)



(1 - 2)



(1-3)

(写真1-4) 神奈川県川崎市幸区紺屋町（旧橋樹郡戸手村）の女体神社



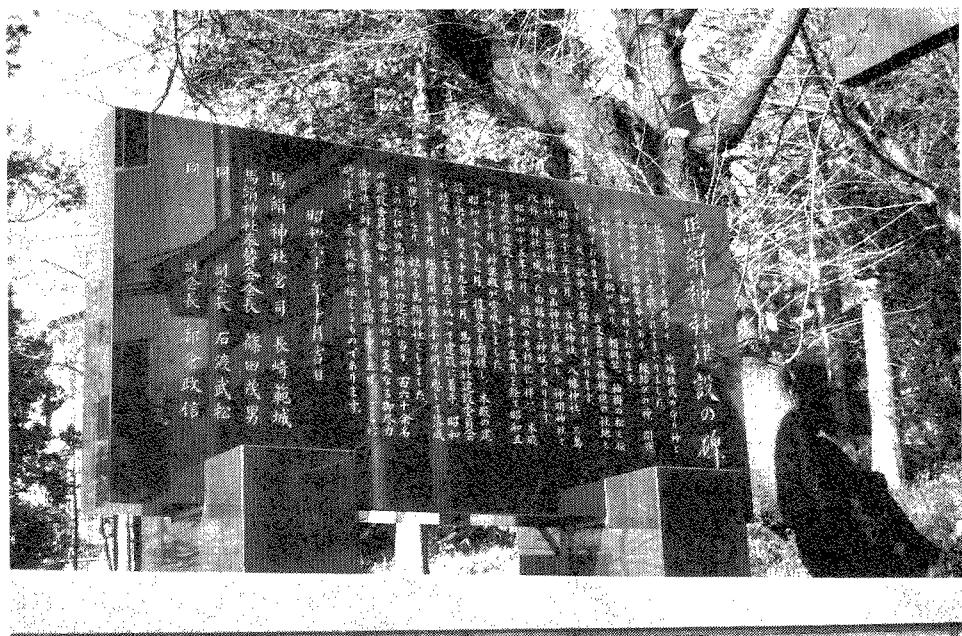
(写真 1 - 5、6) 東京都大田区東嶺町の白山神社（旧荏原郡嶺村の女体神社）



(1 - 5)



(1 - 6)



(1-7)



(1-8)

神奈川県川崎市高津区馬絹神社（旧橘樹郡馬絹村の女体神社）

(写真 1 - 9、10) 埼玉県浦和市宮本2丁目の氷川女体神社（旧足立郡三室村の女体神社）



(1-9)



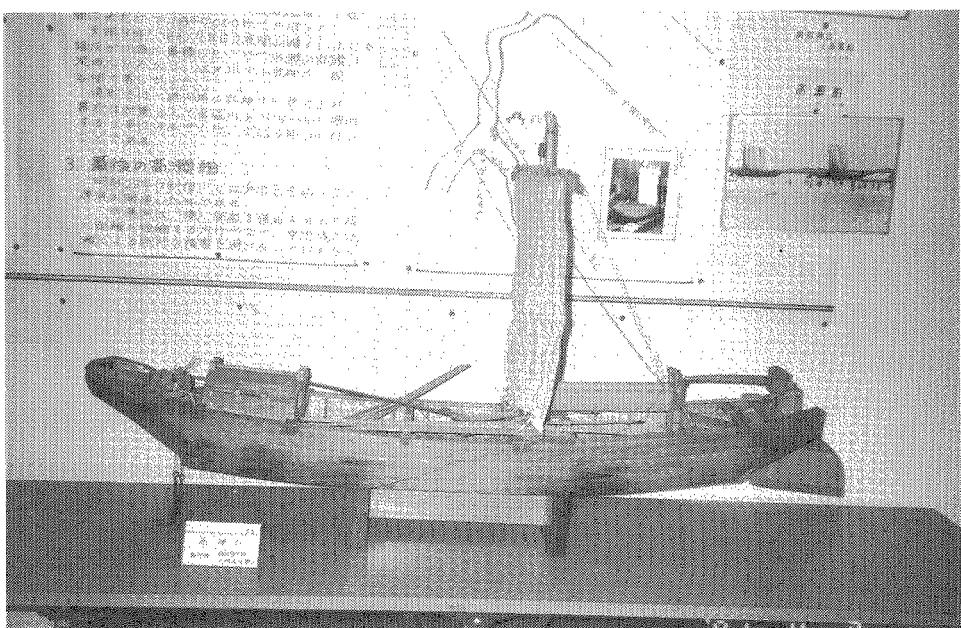
(1-10)



(写真 1-11)

埼玉県北足立郡吹上町袋、  
如台山西福寺所蔵の女神像

(旧埼玉郡袋村 女体社の御神体か)



(写真 1-12) 江戸時代に利根川を航行していた高瀬舟の模型  
(茨城県境町の歴史民俗資料館所蔵)

## 第2章 宇奈根神社

### 第1節 問題の所在 —『世田谷紀行』の記事から—

多摩川流域にあたる東京都世田谷区宇奈根2丁目に氷川神社が鎮座する。境内は極めて狭く、松並木の参道の奥に三間の拝殿、並びに一間社神明造りの本殿があるだけの小社で、他に特記すべき建造物や摂社・末社などは見当らない。石碑類としては唯一、昭37年(1962)建立の「氷川神社復興記念碑」があるくらいだが、その碑文には次のように記される。

本社は宇奈根、喜多見、大蔵の三ヶ村に祭られた氷川三社明神の一社として建造、素盞鳴尊を祭り、宝永年間觀音寺を別當として再建

天明の末年、橋千蔭が當社を拝し、

うしこのうなねつきぬきさきくあれとうしほく神にぬさ奉る  
と詠じた。

明治四年村社に列し、同十年再び造営、昭和二十年五月廿五日戦災により社殿焼失、このたび氏子崇敬者の淨財より社殿新築工事が完成、その総経費全壹百九拾六万九千四百四拾六円、これを永くその芳志を碑面に残すことにする。

昭和卅七年十月吉日 宇奈根氷川神社氏子中

天明年間(1781~89)に当社に詣でて和歌を詠じた橋千蔭とは、賀茂真淵門下の歌人・国学者として知られる加藤千蔭のことである。この歌は彼の代表的著作である歌集『うけらが花』(初編本は享和2年=1808刊)に収録されている。この歌は当時から評判であったらしく、やはり国学者・歌人として一派をなした小山田与清(村田春海の弟子で高田与清ともいう。弘化4年=1847、65才で没)が、文化12年(1815)11月に、多摩川へ紅葉狩りに赴いた時の紀行文『世田谷紀行』にも、「天明と云年のすゑのころ、橋千蔭がここにあそびし時氷川神社にまうでて」として、この歌を引用している。

実は小山田与清は、前日の11月17日に宇奈根村内にあった彦根井伊家世田谷領の代官の一人、荒居以謙の宅に一泊したのだが、翌日は朝から雨降りで外出できないため、以謙が与清の心をなぐさめるために、これまで彼のもとに滞在した文人が、多摩川周辺で詠んだ歌をいくつか取り出して見せた。その中に、この加藤千蔭の歌もあり、早速書きとどめたのである。昼近くになって晴れ間が出てきたので、与清は兼ねてから予定通り、鎌田村(宇奈根村の隣村で現在の世田谷区鎌田)の吉祥院(地蔵寺)を訪れたが、その帰途、早速氷川神社にも立ち寄って自ら参拝した。その時、彼は感慨と共に、次のような興味深いことを書き記している。

宇奈根のさとの氷川の神にまふでぬ、これ千蔭がうなねつきぬきとよみて奉りし社也、そもそも宇奈根といふ名はいかなるゆゑ也けん、「三代実録」五の巻、「延喜式」神名帳などに伊賀国宇奈根神見たれば、さる名の神をいはひまるらせてより名におへりしにや

いつの世にうなねの神をいはひそめて里の名さへにいひならしけん

すなわち、与清はこの「宇奈根」という村名の由来について考証を試み、宇奈根神を勧請したことには起源があると推定しているのである。ここで披歴している文献の記事は、『日本三代実録』貞觀3年4月10日条の「授伊賀國正六位上高藏神・阿波神・高松神・宇奈根神並從五位下」同書貞觀15年9月27日条の「<sup>2</sup>授伊賀國…（中略）…從五位下佐々神・應感神・阿波神・宇奈根神並從五位上…」、および『延喜式』卷九、神祇九、伊賀国廿五座、名張郡二座のうちの「宇流富志弥神社」という、9世紀に神階を昇叙され、官社に列した伊賀国名張郡の宇奈根神社のことである。もし、武蔵国多摩郡宇奈根村の村名がこの神名に由来しているとすれば、氷川神社の前身は宇奈根神社で、途中で神名が変更されたことを意味することになり、彼の指摘は甚だ重要な問題を内包していると言わざるをえないだろう。

それだけではない。伊賀国の神とこの武蔵国の中とがどのような関係にあったのか。そもそも「宇奈根」とはいかなる意味で、なぜこの神が武蔵国の多摩川べりに勧請されなければならなかったのか。与清自身は「宇奈根はいったいいつ頃勧請されて村の名として定着したのか」と歌に託しているのみだが、この与清の着想が果して正しいかどうかを検証してみるだけの価値はある。そのことによって、多摩川流域住民の信仰の特質を明らかにするという、本研究の当初の目標に近づけると思われるのである。そこで、以上のような点を一つ一つ検討する前に、まずこの宇奈根地区の歴史的経緯とその地理的特質を、文献史料によって可能な範囲で確認しておこう。

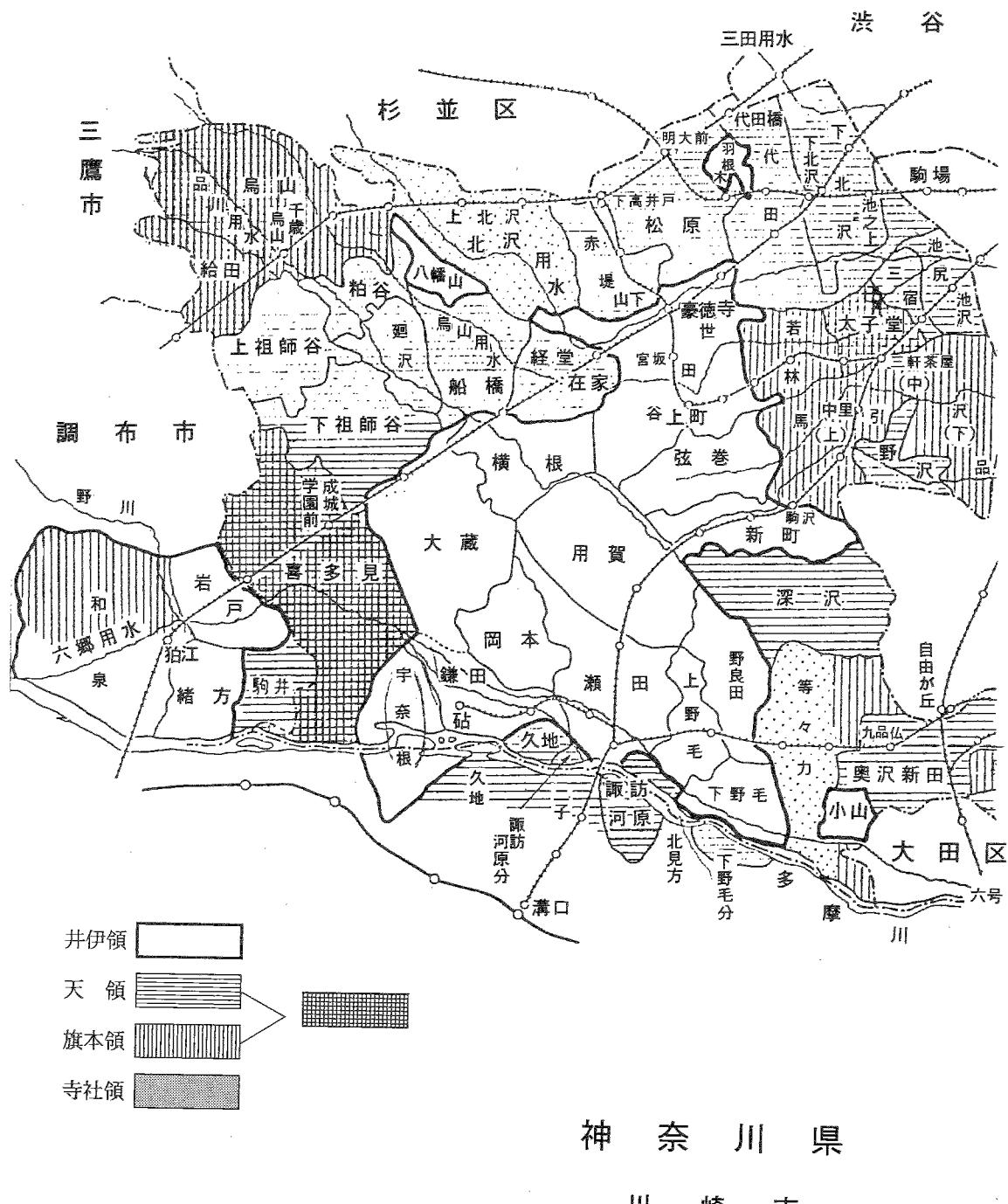
## 第2節 武蔵国宇奈根の歴史と地理的特質

宇奈根の地名は古代にまだ現われない。十世紀の前半に成立した『和名類聚抄』によると、武蔵国多摩郡は小川・川口・小楊・小野・新田・小島・海田・石津・猶江・勢多の10ヶ郷から成っていたが、現在の区名である「世田谷」の地名は上記の勢多郷に由来するとの説が有力である。当時、宇奈根の地は武蔵国多摩郡勢多郷に属していたとみてよいだろう。こうした古代的郷は、一般的に平安中期以降、新たな開発が進展するのに伴なって削減したり、中世的所領単位としての郷に再編成されることが多かったが、勢多郷の場合も例外ではなかった。中世には勢多郷は史料に現われなくなり（ただし、近世村としての瀬田村はあり、これは現在も世田谷区内に町名として残る）、かわってこの地域が成立したのが世田谷郷や木田見郷などである。世田谷郷の初見は鶴岡八幡宮文書の永和2年（1376）正月29日吉良治家書下に、「武蔵国世田谷郷上絃卷半分事」を鶴岡八幡宮に寄進したと見える記事である。当時、足利一門の吉良治家が世田谷城（現在の豪徳寺の境内周辺にあたる）に居を定めて、この地域を支配していた。吉良治家とは足利義氏の子の義継（三河吉良氏の祖長氏の弟）を祖とする、いわゆる奥州吉良氏の出で、貞治6年（1367）頃、それまで勤めていた奥州管領（奥州探題の前身）の地位を追われて、鎌倉公方に「御一家」として仕えるようになった時に、武蔵世田谷と同国時田に所領を与えられたとされている。「宇奈根」のことが初めて史料に現われるのは、ちょうどこの治家の時代である。<sup>(8)</sup>

すなわち、地名の初見は今のところ、武蔵国深大寺（現東京都調布市）の住僧長弁が自ら起草した文筆を集成した『私案抄』に所収される、応永22年（1415）6月日付の諷誦文の日下に「此草者宇奈根□（悉）<sup>(9)</sup>

(付図2-1) 武藏国宇奈根の位置

(『世田谷区史料』第3集所収「世田谷支配関係推定図(文化年間)より)



地房小山佛子唱道之内所望之間、率爾染筆了」とあるものである。文意は宇奈根の悉地房なる寺庵の小山仏子なる者に唱道した際、求められるままに執筆したことだろうか。この悉地房は、同じく『私案抄』所収の応永33年（1426）8月日付の諷誦文の日下に「世田谷吉良殿逆修時木田見悉地房所望草……」と見えるものと同一と思われるから、『角川日本地名大辞典13東京都』も指摘するように、宇奈根は木田見（喜多見・北見などとも表記。現世田谷区喜多見が遺称）郷に属していたと思われる。木田見郷は鎌倉期から見える郷名で、桓武平氏秩父流の江戸氏の一族木田見氏の本領であったが、婚姻関係を通じて一時期熊谷氏の所領と化していたらしく、「熊谷家文書」の鎌倉期～南北朝期にかけてのものにしばしば所見される。それによると、「木田見牛丸郷」あるいは「牛丸郷」とも呼ばれたことが知られ、また戦国期には「中丸郷」と見えるものがこれにあたると考えられる。

『私案抄』に次ぐ「宇奈根」の史料は『小田原衆所領役帳』<sup>(11)</sup>で、太田大膳亮の所領の一つとして「九貫五百文字名根、三貫文同所中島屋舗、以上拾式貫五百文」と見えるものである。すなわち、後北条氏治政下には江戸衆の一人、太田大膳亮の支配下にあった。この太田氏は太田道灌などを出した、いわゆる関東管領上杉氏の重臣の太田氏ではなく、鎌倉幕府の問注所執事を世襲し、室町時代の鎌倉府にも引き続き仕えた三善（太田）氏の子孫とみられる。<sup>(12)</sup>

近世村としての宇奈根村は、引き続き荏原郡に属していたことが寛永21年（1644）の代官倉橋庄兵衛による検地帳などで知られる。この時までは御料所（幕府領）であったが、慶安4年（1651）、前年の多摩川氾濫の対策として、井伊氏領の荏原郡下野毛村の高80石余をつぶして川筋を変える掘り替え工事を行ったため、代地として太子堂・横根・馬引沢の3ヶ村と共に、近江彦根藩井伊氏の世田谷領に組み込まれた。以後、宇奈根村は多摩・荏原両郡にまたがる世田谷領20ヶ村（万治年間に世田谷村の枝村として開村した新町村を含む）の一つとして明治を迎えた。<sup>(13)</sup>なお、『新編武蔵風土記稿』によれば、多摩郡に属するようになったのは元禄年間（1688～1704）のことかと見える。宇奈根村の四境は東は鎌田村、北は大蔵村、西は喜多見村、南は多摩川を隔てて橘樹郡の久地・堰両村に接していた。近世の宇奈根村には渡河点が位置していて、川の南北は現在よりも緊密に結ばれていたが、このような位置関係はかつての頻繁な流路の変更を示唆するものだろう。ちなみに、多摩川右岸の宇奈根地区は、現在は神奈川県川崎市高津区に含まれている。<sup>(14)</sup>

近世の宇奈根村の地勢や土地柄の特徴をよく示すのは、文化5年（1808）～6年、幕府の勘定所に勤務していた大田南畠が、玉川治水視察を命ぜられた折、余暇に見聞した市井の雑録をまとめた『向岡閑話』<sup>(15)</sup>に「宇奈根村はもと見取場なり」とある記事である。見取場とは、収穫高が不同のため、毎年坪刈して納米高を定めた地をいうから、耕地としてはかなり劣悪で条件の悪い土地柄であったことがわかる。そのことは『武蔵田園簿』<sup>(16)</sup>に村高が「畠五十四町余」とあって、当初は畠地のみであったことにも示されている。『元禄郷帳』<sup>(17)</sup>で53石余、『天保郷帳』<sup>(18)</sup>および『旧高旧領取調帳』<sup>(19)</sup>で169石余と、幕末に近づくにつれて村高は増加していると言え、大蔵村の552石余、喜多見村の743石余など、隣村のそれに比べればいかにも少ない（むろん面積も少ないことを考慮する必要があるが）。その上、『新編武蔵風土

記稿』に「土生ハ一円ニ真上ニテ、陸田ハ九分、水田ハ纏ニ一分ニ居レリ」とあるように、大部分が陸田であった。この理由は多摩川に沿った地のため、土質が「真土」<sup>(22)</sup>で水損しやすかったことだが、そのことはむろん、多摩川の度重なる洪水・氾濫を受けたことの影響による。そして、この宇奈根地区がとりわけ水害の被害の甚大であったらしいことは、村内を流れていた宇奈根川（町田川）について、『新編武蔵風土記稿』の大藏村の頃で、「宇奈根川と唱ふるは、多磨川の跡なりと云」とある点からも端的にうかがえるところであろう。<sup>(23)</sup>

宇奈根村は明治5年（1872）神奈川県に一時所属したが、同11年（1878）東京府北多摩郡に復帰、同22年（1898）同郡砧村に合併し、その大字となる。同45年（1912）東京府と神奈川県の境界変更に際し、多摩川右岸の飛地が神奈川県橋樹郡高津村に編入された。砧村宇奈根は昭和11年（1936）世田谷区宇奈根町、ついで昭和46年（1971）には宇奈根1～3丁目と喜多見1・3丁目の各一部となって現在に至っている。一方、神奈川県高津村に編入された地区は昭和3年（1928）高津村、同12年（1937）川崎市の大字、さらに同47年（1972）から現行の川崎市高津区の大字となっている。<sup>(24)</sup>

以上、「宇奈根」地区の歴史を、史料上の初見から現在に至るまで概略たどると共に、地勢ないしは地域的特徴についても若干触れてきた。それをまとめると、「宇奈根」の地名は遅くとも15世紀初頭、すなわち室町時代の初め頃まで遡りうるものであり、小山田与清の『世田谷紀行』で指摘するように、これが宇奈根神に由来するとすれば、この地域における宇奈根神社の成立時期はさらにそれ以前に求められることになろう。当時、この地には悉地房という、深大寺と関わりを有した宗教施設が存在し、また「中島屋舗」なる地名が戦国期までに成立していた。このことから、室町時代にはかなり開発の進んでいた場所であったことは疑いないが、一方、近世においても、大部分が畠地と陸田で、しかも見取り場とされるような劣悪な条件の土地柄であったことも事実である。このことは度重なる多摩川の氾濫・洪水において、最も被害を受けやすい地であったことの歴史的反映ではないかと推考される。宇奈根地区的地勢の顯著な特徴として、まずこの事実を押えておきたいと思う。

### 第3節 関東地方における氷川信仰の流布

#### — 宇奈根神社勧請時期の下限についての傍証 —

前章でのこの宇奈根地区における宇奈根神社の成立の下限を15世紀初頭と指摘しておいたが、現在この地区に鎮座する神社は氷川神社のみで、他に神社が存在したという伝承地は確認されていない。従って、小山田与清が『世田谷紀行』で示唆したように、宇奈根神社の後身が現在の氷川神社とみなすのが自然であろう。そのためには、当社が氷川神社の神名に変更されたのが、少なくとも室町中期以前には遡りえないことを一応実証しておく必要がある。この神社については、『新編武蔵風土記稿』には「…神体ハ白幣、イツノ頃鎮座セシト云コトヲ伝ヘズ、村内觀音寺持」とわずかに記されるだけであり、境内に建つ復興記念碑にも典拠不詳ながら宝永年間（1704～11）の再建とあるのみで、確かな勧請年時はこれまで不詳とされてきたが、<sup>(25)</sup>関東地方の氷川信仰の流布の実態を全体的に考察することによって、

おおよその成立時期は推定できるように思う。本章では、やや論旨が脇にそれる感もあるが、この問題について若干補足的に検討しておこう。

『全国神社名鑑』によると、現在「氷川神社」は埼玉県の169社を筆頭に、東京都に68社、福井県に9社、福島県に4社、神奈川・島根・栃木・茨城各県にそれぞれ2社ある。埼玉・東京の二都県に圧倒的に多く分布していると言ってよいが、これは旧国名からすれば90%以上が武藏一国に含まれることになり、さらに詳しくみると、多摩川以東の旧入間・足立両郡内に濃密に存在し、豊島・多摩両郡がそれに次いでいることが指摘されている。<sup>(29)</sup> そして、その本社が現在の大宮市高鼻町1丁目407番地に鎮座する氷川神社であることは言うまでもない。この氷川神社は中世には「足立大宮」とも呼ばれ、武士層の圧倒的な崇敬を受けて、武藏一宮とされた小野神社をしのぐ勢いを有していたことが知られるが、平安初期においてもすでに官社に列し、月次新嘗祭および名神祭に預かる「大社」とされていた。『延喜式』卷九、神祇九、武藏国四十四座、足立郡四座のうちに「氷川神社名神大・昌」と見えるのがそれである。しかし、当時から多くの分社を成立せしめていたかというと、それは無理だろう。同書によれば、同名の神社は他に一社も所見がなく、関連すると思われる神社としては、わずかに同国入間郡五座葉のうちに「中氷川神社」（現在、所沢市三ヶ島に鎮座する同名の神社がその後身とされる）<sup>(30)</sup> が見えるだけだからである。もちろん、『延喜式』卷九・十（いわゆる神名帳）は10世紀初めに存在した全国の神社一覧表ではなく、あくまでも官社に列した神社のみを登載したものに過ぎないから、氷川神社が他にも実在した可能性を否定し去るものではないが、そこに挙げられた神社名から判断して、この頃はまだ、各地に自然発的に成立した、各々の由来に基づく固有の名称の神社を尊重することが一般的であったようである。氷川神社が周辺に勧請されていくのは、やはり中世を待たねばならないと思われる。

管見に触れたもので、氷川神社の分祀に関わる最も古い年紀を有する史料は、東京都東大和市清水字上宅部に鎮座する氷川神社に、弘化3年（1846）に焼失するまで所蔵されていたという、次のような棟札銘である。<sup>(31)</sup>

建保二年甲戌

奉建立氷川明神本社一宇

六月吉日 大旦那 石井美作守

木下内蔵 原伊賀

別當 神宮寺 大工棟梁 恩田内匠

建保2年（1214）と言えば鎌倉時代初頭だが、この時期に「大工棟梁」という用例があったかどうか疑わしく、しかも「六月吉日」という日付の表記に至っては、とうてい鎌倉期のものとは思われない。全くの偽銘ということも考えられないので、少なくとも「建保二年甲戌」の部分は後世の追記ではなかろうか。これに継ぐ金石文史料としては、足立区本木町に鎮座する氷川神社所蔵の懸仏裏銘の

大檀那 大賀左衛門次郎元家

延文六年二月十七日  
(1361)

とあるものである。但し、この場合も懸仏などは後世の移動も多かったと考えられるので、必らずしもこの神社の勧請年時の手がかりとはなしえないかも知れない。そうなると、埼玉県北足立郡伊奈町小室に鎮座する水川神社の棟札に

(35)  
応安三戌天 小室氏子中  
(1370)

水川社再造成就所

三月吉日 神宮吉祥院

とあるものがこれに継ぐが、「吉日」といった表記法はこの頃から所見され始めるもので、この銘文自体はさして疑いをさしはさむ余地はなさそうである。さらに、水川社の分社の事実を示す最も確実で著名な金石文と言えば、浦和市本太の水川神社所蔵の神輿（宮殿か）の屋根に記された次のようなもの(36) ろう。

敬白造立御乗 大檀那高塙佐衛門盛影

同大工新坐次郎三郎 かね満秀玉 取藏  
(花押)

奉行 二位賢永

寶徳三年かのとのひつじ九月廿四日 敬白  
(1451)

この銘文は神輿を造立した大工の名前だけでなく、寄進者が足立大宮（つまり水川神社の本社）が鎮座した高塙郷の地頭高塙（鼻）盛影であったこと、あるいは仲介に当った僧賢永なる者の存在も知られるなど、水川社勧請の具体的過程を知りうる点でも貴重である。

以上、いわゆる金石文のみから水川信仰の隆盛し始める時期を検討してきたが、一般の記録・古文書等では、『鶴岡事書案』（『鶴岡事書日記』ともいう）の応永4年（1397）9月の記事が水川神社の分社に関わる初例であることが指摘されている。(37) 『鶴岡事書案』は鎌倉鶴岡八幡宮の衆会所から、その所領である武藏国足立郡佐々目郷の政所、および上総国埴生郡一野村佐坪政所との往復文書などを集成したものだが、この中に引用される応永4年（1397）9月4日付の「佐々目郷政所殿」宛の下文に、

就氷河宮大夫屋敷事、可尋-聞-召子細候、百姓等任注文、來十五日以前可被召進之状如件  
(38)  
とあるのがそれである。このあとの記事にも「氷河宮禰宜屋敷事」、「氷河宮御進領」のことなどが散見される。この氷河宮は浦和市内谷に現存する水川神社に比定するのが通説である。(39) ちなみに、佐々目郷は現在の戸田市・浦和市・蕨市にまたがる地域に展開したと考えられている。

これまで挙げてきた事例からすると、足立大宮と呼ばれた、現大宮市高鼻町の水川神社を本社とする水川信仰が高まり、周辺地域に盛んに勧請され始めたのは14世紀後半頃からと考えてよいように思われる。水川信仰が流布した背景については明確な史料的徵証は必らずしもないが、古くから農業神としての性格を有していたことから、豊田武氏は武藏野における新田開発の進展が媒介となって広まったことを示唆している。(40) これに対して、領国経済の発展してくる戦国期に市が成立するのに伴ない、各地の市場を守護する市神として、市祭に関与した修驗者によって勧請されたのではないかという説が、最近杉山正司氏によって提起された。(41) それはいわゆる『市場之祭文』(42) に所載される市の所在地に鎮座してい

た神社を、『新編武蔵風土記稿』から検索してみると、氷川神社が圧倒的に多いという理由によっている。『市場之祭文』は延文6年（1361）に執筆され、応永22年（1415）に書写されたという奥書がある。しかし、内容からすると最終的な成立は戦国時代の後半、岩付太田氏の勢力が後北条氏に包含されて以後とするのが通説で、杉山氏はこれをさらに絞り込んで、永禄10年（1567）から天正18年（1590）の間に書かれたものと考証された。<sup>(43)</sup>一方、『新編武蔵風土記稿』は江戸時代後期の文政11年（1828）に完成したもので、両書の記載内容には二百数十年の隔たりがあることになるから、安易に両者を対照して用いることは躊躇されるが、氷川信仰の一つのピークが戦国時代後期にあったことは事実のようである。

そのことは、例えば浦和市宮本2丁目の氷川女体神社の来歴からもうかがわれる。この地は中世には足立郡三室郷に含まれ、近世初期まで大宮台地と安行台地の間に展開した見沼のほとりに位置していた。ところで、大宮市高鼻の氷川神社の鎮座地もかつては見沼周縁部に当たり、両社の中間には大宮市中川に中氷川神社（現中山神社）も鎮座していることから、以上の三社を一体のものとして理解し、古くよりこの三神（男体・女体・王子）がセットで信仰されてきたとする見方が有力であった。<sup>(44)</sup>しかし、『延喜式』によれば氷川神社はもともと一座から成っていたし、戦国期に至っても、元亀3年（1572）10月21日付の北条氏印判状の宛名は「三室女体宮神主」となっている。一方、三室女体社が氷川信仰の影響下に入ったことを示す最も古い史料は、天正19年（1591）11月1日付の徳川家康による社領寄進状で、<sup>(45)</sup>宛名が「簗河明神」とあるものである。このことから、野尻靖氏<sup>(46)</sup>は三室氷川女体神社は大宮市高鼻町の氷川神社とは本来無関係であったと指摘され、家康の関東入府後の神祇政策によって関係が生じ、その末社的地位に甘んじるようになったことを示唆されているが、ほぼ首肯しうる見解であろう。

そこで、宇奈根の氷川神社であるが、当社は隣村の大藏および喜多見の氷川神社と共に、「氷川三所明神」と古くから呼び慣わされてきた。<sup>(47)</sup>これが何に起因するのか必ずしも判然としないが、三社が祭祀組織等で密接な関係を有し、勧請年時についてもほぼ同時期であったらしいことをうかがわせる。大藏6丁目6番7号に鎮座する氷川神社は、『江戸名所図会』に「暦応元年当地の主江戸氏足立郡大宮の御神を勧請すと云、旧は唯一宗源の社なりしに、其後二百有余年を経て、天文年間松井坊といへる山伏奉祀の宮となり、両部習合す、……当社昔は五所に並び建て宮居巍々たりしに、いつの頃よりか荒亡して唯一社のみ残れりと云」とある。暦応元年（1338）創建のことは根拠不詳で信じがたいが、天文年間（1532～55）松井坊云々のところは、『新編武蔵風土記稿』所引の棟札銘にも、

永禄八年<sup>2</sup>正月十九日  
(1565)

武藏國荏原郡石井上郷大藏村氷川大明神第四ノ宮

神主田中松井坊敬白

とあり、かつて松井坊が別当を勤めていたことは疑いないようである。この棟札の裏側には「再建」の旨が明記されているので、この地における神社の創建はこれ以前に遡りうることはまちがいないが、当社が氷川明神として信仰されるに至ったのは、松井坊の来住と無関係ではないと想定されるので、足立大宮からの勧請は伝承にいう天文年間以降とみてよいのではなかろうか。

一方、喜多見4丁目26番1号に鎮座する喜多見の氷川神社の方も、今日残る確実な史料は永禄13年（1570）卯月27日の紀年銘のある棟札である。その表面には次のように記される。

別當宮本坊代官香取新兵衛尉

奉再興氷川大明神社頭一宇天道知見納受所

大旦那江戸刑部少輔頼忠

大工石渡 鍛冶正吉

文中に見える江戸頼忠は桓武平氏秩父流で、鎌倉幕府御家人江戸重長の末裔である。この地の江戸氏が名字を「木田見」と称したことは先述したが、戦国期においても依然として喜多見郷の領主として続いていた。<sup>(52)</sup> その江戸氏を大檀那として、この時に社殿が新造されているわけだが、この銘文には「再建」ではなく「再興」とある点が注意される。古くから鎮座していた神社を、修復に際して「氷川大明神」の名に改めたとのニュアンスも感じとれるのであり、その再興時期が、大蔵の氷川神社と同じ永禄年間であること遇然とは思われない。多摩川に沿ったこの地に氷川信仰がもたらされた時期が、これによって推察され、古くから「三社明神」の一つとされてきた宇奈根の氷川神社も、やはりそれらと同様の起源を有するものであったことが示唆されよう。以上の検討によって、宇奈根神が氷川明神へと神格変更されるに至ったのも、永禄年間をさほど遡る時期ではなかったと言ってよいように思われる所以である。

#### 第4節 宇奈根神の宗教的性格 —他の地域の事例についての検討—

それでは宇奈根神とはいっていどのような性格を有する神であり、この地に勧請された理由は何であったのか。その点を明らかにするためには、今日各地に残る同名の、もしくは類似した名称の神社、あるいは現存はしないが史料上に所見のある事例などを、どうしても手がかりとする必要に迫られる。管見では今のところ、小山田与清も『世田谷紀行』で紹介した“伊賀国宇奈根神”のほか、上野国（群馬県）と陸奥国（宮城県）に存在したことを確認しており、本章では、これらの存在形態や成立事情等を先行研究を紹介しつつ、順次検討しておきたい。

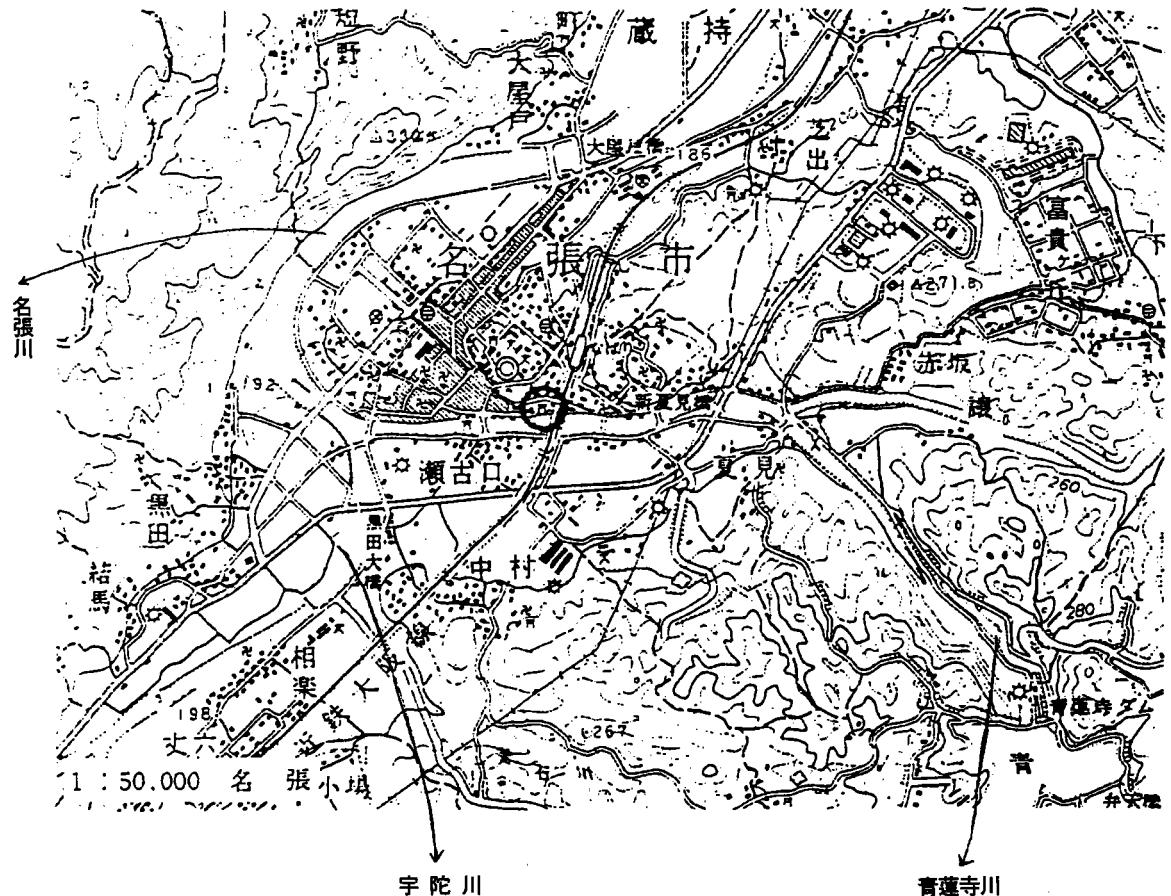
##### （1）伊賀国的事例

伊賀国の宇奈根社は、当初名張郡夏見郷築瀬村に所在したことが知られるが、この村がのちに、<sup>(53)</sup> かの有名な東大寺領黒田荘の百姓の出作り地となったため、この地の領有をめぐって東大寺と国衙との抗争が長らく続き、東大寺文書などの黒田荘関係文書にその名をとどめる結果となった。そのため、豊富な黒田荘研究の中で触れられることも多く、中世史研究者の間では比較的よく知られた神社である。

まず、東大寺文書の康保3年（966）4月2日伊賀国名張郡夏見郷刀禰等解案の署判に「夏見郷刀禰」として、<sup>(54)</sup>

宇奈根社祝礪部在判

(付図 2-2) 伊賀国(三重県)の宇奈根社(宇流富志弥神社)の現在位置  
(『式内社調査報告』第16巻東海道1 より)



伊賀忠光

志貴重則

とある。<sup>(56)</sup> この文書の内容は、右衛門督藤原朝成が伝領した薦生牧（村）を立券申請しようとしたところ、それが東大寺領板蠅<sup>アブ</sup>（黒田荘の前身）の四至内にあるというので、東大寺側からの申請に基づき調査に当たった在地刀禰らが、各々の四至を勘申したものである。当時、宇奈根社に専任の神官たる祝<sup>はぶり</sup>が置かれ、それに郷の刀禰を勤める在地有力者が任命されていたことを示している。東京大学所蔵文書の寿永元年（1182）8月25日藤原宗末起請文<sup>(57)</sup>は、宗末が源宗清なる者から借金の担保に手に入れたその私領、名張郡矢川村（のち黒田荘の一部）内の2段半に関わる本券文を亡くしたので、在地刀禰らの証判を得て作成した、いわゆる紛失状である。その起請の詞の部分に「もし、件の本券文を宗末が所持しながら、虚偽の主張をしている場合には、当国当郡鎮守、とりわけ宇奈根・大家子大明神、および大仏八幡（東大寺大仏と手向山八幡宮のことか）の罰を蒙るべし」と述べられている。宇奈根大明神が大家子大明神とともに、郡鎮守として崇敬されていたことがわかる。なお、大家子大明神は「大宅子」とも表記し、近世には「樋子社」（『伊水温古』）「樋子春」（『宗国史』）、「樋子明神祠<sup>モケイジ</sup>」（『三国地志』）などと呼ばれていた。明治の合祀まで宇陀川左岸の井手村にあり、本来は国衙領の鎮守であったとみられる。この神社が黒田荘の莊鎮守神として取り込まれていく過程については、黒田日出男氏<sup>(61)</sup>の研究に詳しい。<sup>(62)</sup>

ついで、元久元年（1204）頃のものらしい東大寺図書館所蔵左近吾長吏等詩裏文書の黒田新莊麦結解<sup>(63)</sup>によると、新莊（かつて名張郡矢川・中村両郷）の畠22町3段の地子麦が免除された寺社の一つとして、「二反宇奈根若宮」が挙っている。これは新莊内に宇奈根社の末社が勧請されていたことを示す注目すべき史料であろう。新莊は宇多川の右岸、およびその支流矢川に沿っ地だが、この若宮のその後の経過についてははっきりしない。<sup>(64)</sup>さらに一誠堂待賈文書の建治2年（1276）の黒田莊官物結解断簡<sup>(65)</sup>をみると、合計78町100歩のうちの除分として、「宇奈根神田壹反」と「宇奈根御供免参反」がある。13世紀後半になると宇奈根社に神田・御供免がそれぞれ1反、3反が給されており、完全に黒田荘内の鎮守と化していたことが知られる。同文書には、ほかに「宇奈井壹丁七反」という記載がある。前後に「佐久里御井料」とか「草宇津新井料」というのも見えることからすると、おそらくは井料田のことかと思われるが、宇奈根社とどう関わるかについては不明である。

ところで、この伊賀國の宇奈根社についてはいろいろと問題点も多いのだが、そのことは第一に、近代に至るまでしばしば社名が変化したことと密接に関係している。『延喜式』に所見される神名がまずそうである。すなわち、同書卷九、神祇九の神名のところには、伊賀国廿五座、名張郡二座並<sup>ナシ</sup>のうちに宇流富志弥神社なる神社が見えるが、新訂増補国史大系本の底本となった享保8年（1723）板本には「ウナネノフシミノ」と訓じられており、内閣文庫本や吉田家本などには「ウナネノ」との傍訓が付されている。そのため、『伊水温古』が「宇名根之社延喜式小名居社」とするのを除けば、宇奈根神と宇流富志弥神社を同一とみなすのが近世以来のほぼ通説になっており、古代

中世の宇奈根社の後身として有力視されている、三重県名張市平尾字藤ノ木339番地に鎮座する神社も、明治以後『延喜式』の社名に基づいて「宇流富志禰神社」と改称して現在に至っている（もともと、『延喜式』では「彌（彌）」とあるのに、現在の表記は「禰」としていて、どちらが正しいかをめぐって議論もあるのだが、いずれ誤写・誤読に由来すると思われるので、この点についてはここで<sup>(66)</sup>は深く言及しない。後者の用字を採用したのは出口延佳『神名帳考証』が早い例のようである）。しかし、新訂増補国史大系本の頭注でも「宇流」を「宇奈根」と訓ずることは「未知其所拠」とするように、国語学的にはこのような訓じ方ないしは音韻変化の過程を十分に説明することはできない。<sup>(67)</sup>『延喜式』所載の神名と、『日本三代実録』や東大寺文書に所見される宇奈根神を同一とみなすことには、なお疑問が残されていると言わざるをえないだろう。

一般に、荘園制の解体などの社会的変動が顕著となる中世後期には、本来の由来が忘れられたり、神格や変化する神社が増加する。そのため、近世に入り国学や復古神道の成立に伴なって、『延喜式』や国史に所見される神社の見直しが始まる。複数の神官らによって自分の祭祀する神社こそが、こうした由緒を有するところであると主張されるケースも現われたが、宇奈根社についても同様であったらしい。当社の場合、最も有力とされているのは、前述のように名張市平尾に鎮座する宇流富志禰神社であり、その根拠は同社所蔵の元和2年（1616）の棟札に「宇奈根大明神」、境内の石造手水鉢に「宇奈根 天和二戌年 春日大明神 伊賀國名張郡 仲夏吉祥日」と記されていることなどだが、近世には通称「春日明神」もしくは「春日神」の名で通っていた神社である。<sup>(68)</sup>一方、名張市夏見に鎮座する積田神社所蔵の慶長5年（1600）の棟札にも「宇奈根大明神」とあることは、かつてこの神社も「宇奈根神」と考えられていた時期のあったことを示している。この積田神社が宇奈根社とされたのは、『春日社記』等に春日神遷幸（御成）の旧跡地として「御成宮」、もしくは「宇成宮」とも呼ばれたことがあると記される点からして、音韻が似ていることに因むらしい。なお、宇流富志禰神社や積田神社がかつて春日社と呼ばれたり、春日神遷幸に関わる伝承を伝えていた点については、平安・鎌倉期に興福寺の春日塔寄人や東円堂寄人のような寄人・神人集団が、造営修理のために泉木津を結節点として、宇陀川・名張川水系の交通組織の担い手となつたことにより、名張郡内に春日明神信仰が押し広げられたとする、黒田日出男氏の見解がある。このほか、藤堂元甫の『三国地志』卷之七十九の宇流富志禰神社の項には、『東大寺寶藏古図』なるものを引用して「築瀬條宇船明神」と記すが、これによれば近世以前には宇船明神とも呼ばれたこともあつたらしい。

さて、この宇奈根神の性格については、これまで黒田荘をフィールドに精力的に研究された黒田日出男氏が、「名張郡の用水の神」であると指摘されているが、その根拠については別のところで<sup>(71)</sup>「築瀬の耕地への用水の取水口にある」と述べているだけである。注によれば、この見解は義江彰夫氏の「初期中世村落の形成」<sup>(72)</sup>という論文に依拠したものらしい。そこで、義江彰夫氏のこの論文を見ると、初期中世村落における在地刀禰の代表的な事例の一つとして、夏見郷刀禰であった磯部

某を取り上げ、「宇奈抵社」の神官として在地の祭式を編成する主体ともなっていたと指摘とともに、「伊賀国名張郡村落概略図」なるものを掲げて、地図上で築瀬にある名張川からの用水路の取水口近くに「宇奈抵社」を位置づけている。しかし、この論文では義江氏は、宇奈根社と用水との具体的な関係については言及されなかった。

伊賀国の宇奈根社の性格について、現地に詳しいという特性を發揮されつつ、その立地条件から、とりわけ河川・用水との関わりに注目して考察されたのは、管見では森川桜男氏が最初である。<sup>(74)</sup> 森川氏の見解で重要な点を要約すると次のようになる。

①当社は名張川の屈曲点の先端に位置しており、名張川と宇陀川の合流点をひかえて、この地域はたびたび水害に見舞われ、現在もその危険にさらされていること。

②真弓常忠氏の論文「宇奈提考」（『神道史研究』24巻2号、1976年）が「ウナデ（池溝）」を「排水と給水を兼ねた人工の水路」であるとする説に依拠しつつ、東大寺文書の康保3年（966）4月2日伊賀国夏見郷刀禰等解案の一通だけに見える「宇奈抵（ウナデ）」は、単なる書き違いとは思われないこと

③寿永元年（1182）の藤原宗末起請文に「当国当郡鎮守、殊ハ宇奈根・大家子大明神」とあり、この両者は対の関係で重視されているが、大家子大明神（樋子社）でしばしば雨請祈禱が行なわれたことから、それは宇陀川の水神と考えられ、従ってそれと対の関係にあった宇奈根社の方は、名張川の水神として機能したと考えられること<sup>(75)</sup>

こうして森川氏は、宇奈根社の神格を水神とされ、とりわけ「用水の守護神」として結論づけられた。しかし、森川氏は宇奈根社の成立事情を考える上で、この地域の地勢等についてほかにも多くの注目すべき指摘をされており、そこからはむしろ、水神は水神でも、もっと別の性格を有していた可能性がうかがわれるのである。すなわち、①の点に加えて、かつて東大寺領黒田本社の荘民と国衙との間に、出作りをめぐって絶えず紛争が起ったのも、名張川と宇陀川の合流点付近が洪水によって、しばしば河道の変遷をくり返したことに一因があること、さらに元久元年（1204）の文書に見える宇奈根若宮の鎮座地は、かつて洪水防止用の「丈六の大藪」と称する津藩直轄の藪があった、滝川沿いの名張市丈六付近に比定できると指摘され、やはり若宮の勧請も洪水除けと関係のあったことを示唆されたことなどである。森川氏が「用水の守護神」と表現されているのは、黒田日出男氏の前掲論文に影響を受けたためと思われ、森川氏の論旨から浮かび上ってくるのは、むしろこのように宇奈根神は水害除け、洪水防止の神という性格を有していたのではないかという点なのである。

語源の点から、こうした宇奈根社の性格を考察されたのは清水潔氏である。清水氏は九条家本『延喜式』の祈年祭祝詞式に「宇事物頸根衝抜氏皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣」とあり、「頸根」に「ウナネ」の訓があるから、ウナネは「首の付け根」の意味であるとされ、旧名張川の河道が当社の崖下で屈曲していた時代には、その鎮座地が名張川の屈曲点の先端に位置していたこ

とにより、この神名が生じたと推定された。そして、この流域は名張川が氾濫をくり返した氾濫源となった地点にあたり、この宇奈根社はそうした名張川の河川の神の怒りを鎮める、治水の守護神的な性格を担って創祀されたとするのである。また、「ウナネ」は本来「ウナデ」で、用水の守護神ではないかとした前記の森川氏の説に対しては、唯一の典拠である康保3年（966）4月2日付の東大寺文書の原本によれば、問題の「宇奈抵」は「宇奈根」と読めることにより、当社を灌溉用の水路としての溝と結びつけた議論はその根拠を失ったと結論づけられたのである。

以上のように研究史を整理しつつ、それらの論点を再検討してみると、従来「用水の守護神」とする説が圧倒的に多かった伊賀国の中奈根社は、洪水除けの神であると考えた方がより妥当性のあることは明らかであろう。

## (2) 上野国の事例

群馬県邑楽郡板倉町大高島字高鳥の宇那根集落のはずれに宇那根神社が鎮座している。もっとも、この神社は『全国神社名鑑』では宇那根神社として登載されているが、地元では正式の社号を諏訪神社とし、宇奈根集落にあるために宇那根神社とも通称されているとの理解がなされているようである。<sup>(17)</sup> 現地を訪れてみると、境内に建てられた公民館の入り口にも「諏訪公民館」の表示が出てい<sup>(18)</sup>る。狭い境内には樹木はほとんどなく、拝殿を兼ねた覆堂内に一間社流造りの本殿があるだけの、典型的な小社である。

ここに宇那根の地名が残るのは、かつての佐貫荘うなね郷に由来している。中世の佐貫荘は領家は不明だが、地頭には佐貫氏が補任されていた。現在の館林市と邑楽郡の各町村（板倉町・明和村・千代田村・邑楽町・大泉町）から太田市にかけて展開した大荘園で、少なくとも14ヶ郷からなっていたことが知られ、その一つが「うなね郷」である。<sup>(19)</sup> 具体的な史料として、長楽寺文書の元応元年（1319）9月27日梅原時信坪付帳に「ミナミはうなねとののはたけにさかふ……」、あるいは正木文書の明徳2年（1391）7月2日藤原氏女譲状に「上野國さぬきの庄うなねの郷たての村ニ在家<sup>(20)</sup>仁間、はたけ式町式反、あらた式町相伝の所領たるの間……」などと見えるのがそれである。「うなね」の現存地名としては、大高島の「宇那根」のほかに、隣接した下五箇にも「宇奈根」集落があり、近世にはすでに別々の村となっていたが、本来は一つの集落であったと考えられ、うなね郷の範囲はだいたいこのあたりを中心とした地域に比定される。<sup>(21)</sup>

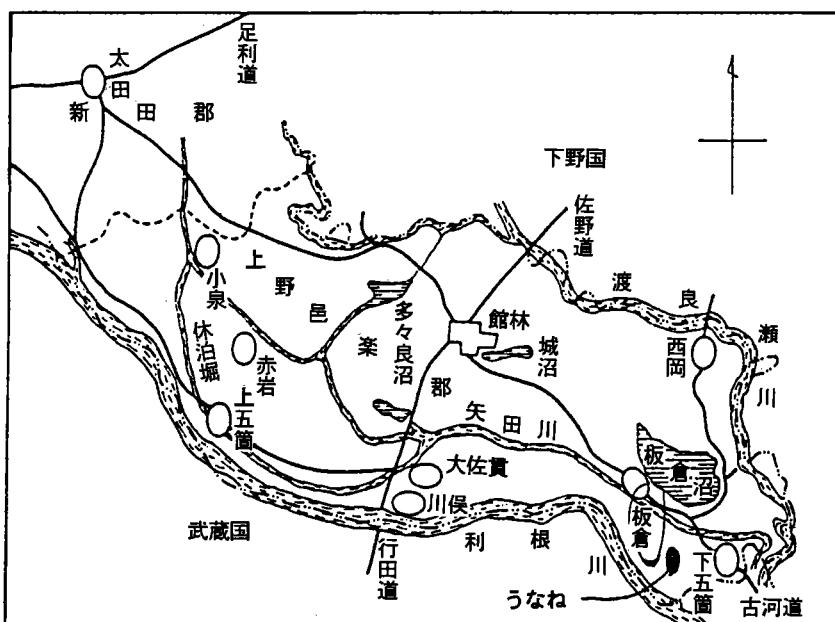
ところで、中世の佐貫荘関係の史料には、荘内に「うなね神」が祭祀されていたことを示すものは見当らない。残存史料が極めて限られていることによるかとも思われるが、中世のいわゆる『上野国内神名帳』の邑楽郡九神の中にも所見されず、管見では今のところ、中世における「うなね神社」の存在を文献上で確認できないでいる。しかし、先に検討した、武藏国の中奈根地名と水川神社との関係を示す事例から勘案して、本来の「うなね神社」が諏訪信仰の流布によって、神名が変更されたことは十分に考えられるところであろう。いずれにしても、うなね郷が「うなね神」に因む地名であるとの想定に立てば、仮に現在の諏訪神社が当初の「うなね神社」の後身ではない

にしても、この地に鎌倉時代以前から「うなね神」が勧請されていた可能性は否定できないと思われる。

問題は、この上野国佐貫荘に成立した「うなね神社」の性格である。この点について言及した先行研究はもとより見当らず、うなね郷について峰岸純夫氏が、「うなねの語源は用水溝のほとりの意味」としているのが唯一の見解である。峰岸氏はその理由について全く述べていないが、この指摘のあと、前掲の明徳2年(1391)の藤原氏女譲状の一節を引きつつ、「うなね郷の在郷に、あら田式町が付属していることに注目しておきたい。うなね郷は、現在利根川と谷田川の間の低湿地で輪中集落の景観をなすところであるが、上五箇、下五箇という語源的に荒蕪地を意味する地名も近所にあり、そのような低地部分に中世において集落が出来、新田開発が行なわれていることは興味深い。」と述べられている。この点からすると、うなね郷が利根川と谷田川にはさまれた場所に位置しているため、両河川のいわば恩恵を受けて新田開発が当時も盛んになされたと理解されているようであり、先の指摘と合せて敷延すれば、うなね神は用水の神ということになろう。しかし、そもそもこの史料の「あらた」を「新田」と解釈してよいのだろうか。むしろ、「荒田」(つまり、水害等で恒常に荒廃した田)のことではないかと思われてならないのだが、それは次のような、この地域の地理的環境やそれのもたらした歴史的経緯によっている。

(付図2-3) 中世の上野国佐貫荘と「うなね郷」の位置

(近藤義雄「惠信尼文書の佐貫について」『信濃』23巻1号所収、より)



第1図 佐貫荘関係要図 明治18年群馬県地図より作成

かつてのうなね郷の領域を中心に含んだ、現在の板倉町およびその周辺の歴史が、一方でこの地方有数の穀倉地帯でありながら、利根川、渡良瀬川および谷田川の三つの川に取り囲まれた低湿地帯で、しかもその間に多くの内沼を湛え、全域が水に浮いたような陸の孤島のために、近世以来数多くの洪水や水害に苦しめられ、まさに水との戦いの連続であったことは、これまでも多くの文献で指摘されてきた。<sup>(85)</sup> すなわち、当地域はかつて「水場」とも呼ばれ、「カエルが小便しても水が出る」と言われたほどの水害常習地であるが、それは単なる水郷地帯のゆえでなく、すり鉢の底のような状況を呈し落差のほとんどない地形にもよっている。そのため、平常でも排水が困難であり、ひとたび洪水が発生すれば湛水が10~20日も続き、田畠や農作物に大被害を与えてきたとされているのである。こうした水との戦いの中で、人々は自らの生命と財産を守るために、3~5 mの高さに盛り上した水塚<sup>(86)</sup>を造り、米麦・衣類などの保存場所として万一に備え、また緊急の際の輸送用に揚舟<sup>(87)</sup>を用意するなどの生活上の工夫をこらしていたが、神々に洪水の除去を祈ることも怠らなかつた。

民俗学的調査によると、板倉町内には水神信仰が濃厚に残存していることが報告されている。<sup>(88)</sup> ことに有名なのは板倉町板倉の長良神社で、洪水避けの神として迎えられたもので、今でも雨が続くと村人が集まって不動尊を祠から取り出し、雨の上がるのを祈る儀式を行なっているという。長良（長柄）神社は板倉町内に15社もある。また、板倉町海老瀬にはアンバサマ（大杉大明神）信仰が残るが、この神は久慈川の洪水に苦しめられた地域に特徴的に分布するものであることが知られている。ちなみに、板倉地区の水害の回数だが、記録にとどめられたものだけでも明治年間までに60回以上ある。<sup>(89)</sup> 大部分は渡良瀬川右岸堤防の破堤を原因とするもので、宝永元年（1704）年から明治43年（1910）までの207年間に40回となっている。5年に一回の割合である。これに対して利根川左岸堤防の決壊によるものが、寛文11年（1671）から明治43年（1910）までの240年間に23回記録されており、こちらは10年に1回の割合である。

以上紹介してきたことは、だいたい近世以降の状況だか、洪水・水害についての具体的な史料を欠く中世以前においても、この地域の置かれた事情はむろん同様であったとみてよいだろう。そして、この地域の神社信仰の多くが水害の除去と結びついていることは、伊賀の事例に照らして、この地の「うなね神」も洪水除けの神であったと考える方に歩があることを示していると言うことができる。長良信仰や大杉信仰が利根川流域に流布した年代については必ずしもはっきりしないが、早くても戦国期、おそらくは近世以降のことではあるまい。従って、この地域における水害除けの信仰としては、うなね信仰の方がより先発的な形態のものであったことになり、逆に言えば、この地の「うなね神社」が諏訪神社とも呼ばれ、本来の神格が忘れ去られたようにみえるのも、近世以降新たな流行神とも言うべき、長良信仰や大杉信仰の隆盛した陰に追いやられた結果であるといふこともできるだろう。

### (3) 陸奥国の事例

陸奥国は、かつてはかなりの数にのぼるウナネ社が存在していたとみられる地である。現存するのは菅見の範囲では、宮城県宮城郡宮城町芋沢字明神14番1号に鎮座する「宇那禰神社」のみだが建長3年（1251）冬に中尊寺領の村々の惣檢注が実施され、その結果を翌建長4年正月に注進した取帳写断簡なる文書<sup>(91)</sup>によれば、たまたま残存する宇津木村と辻脇村の分に「宇那根神田三段」なる記載がある。除田が設定されている点から両村内に各々宇那根社が存在したことが推定されるとともに、当時、ほかにもこの地方の村々に同社が勧請されていたことが示唆される。そして、そのことは後述のように、東北地方に今日広く分布するウンナン社が、宇那根社の音韻変化によるものと考えられる点からも裏付けられるだろう。

しかし、これまで東北地方におけるこの社号の神社の存在が、中世史研究者によく知られているのは、何と言っても、かつて陸奥国磐井郡骨寺村（現在の岩手県一関市厳美町本寺<sup>(92)</sup>がその遺称）に所在した宇那根社のためであることは疑いない。というのは、近年莊園絵図を中心とした絵画資料を読み解くことが歴史学などで一つのブームとなっているが、そうした中でも代表的な中世村落絵図とされる、中尊寺所蔵の二枚の『陸奥国骨寺村絵図』に、この宇那根社が描かれているからである。しかも、この中世の骨寺村は中尊寺経蔵別当領として相伝されたものだが、平安期以来の経蔵文書がある程度まとまって伝存しているために、絵図とこれらの文書を合せ用いることにより、東北中世村落を復原する対象になりうる点でも注目されてきた。従って、骨寺村に触れた研究は少なくないが、そのうち最も精力的に取り組まれ、宇那根社について最も詳しく論及されたのは大石直正氏<sup>(93)</sup>である。ここでは主として大石氏の論考に沿って、中世骨寺村の宇那根社の性格と成立事情について再検討してみたい。

大石氏の論考は二本からなる。第一論文は「中尊寺領骨寺村の成立」<sup>(94)</sup>で、二枚の絵図の作成目的を論じたものである。これによると、「郡方」「寺領」という記載が見える図（これを仮にA図とする）の方は、鎌倉時代に郡地頭（具体的には磐井郡の地頭葛西氏）との間に山野の帰属をめぐる相論が起った際、証拠文書として中尊寺によって作成されたものと推定する。もう一枚のB図は「宇那根田」を始めとする神田（免田）表記の多いことから、平泉惣別当の交替に伴なう寺領検注の際に、鎌倉常住の惣別当（原則として鶴岡社僧の兼務）と寺僧との間で、除田の存在や面積をめぐる相論があり、そのため寺僧側で作成したものではなかろうかとする。以上の見解については反論もないわけではない。とりわけ作成時期については、大石氏は二枚とも鎌倉期とされたわけだが、従来はB図の方を南北朝期とする意見が多かった。<sup>(95)</sup>しかし、私自身は右の点に関してだけ言えば、大石氏の見方に異論を唱えるだけの用意がなく、また絵図の作成目的が宇那根社の成立事情と直接関わることはなさそうに思われる所以、絵図そのものの問題についてはこれ以上言及しないこととする。ここではただ、骨寺村の宇那根社が遅くとも鎌倉期には成立しており、領主層の信仰を得て免田を与えられていた神社であったことを確認するにとどめておきたい。

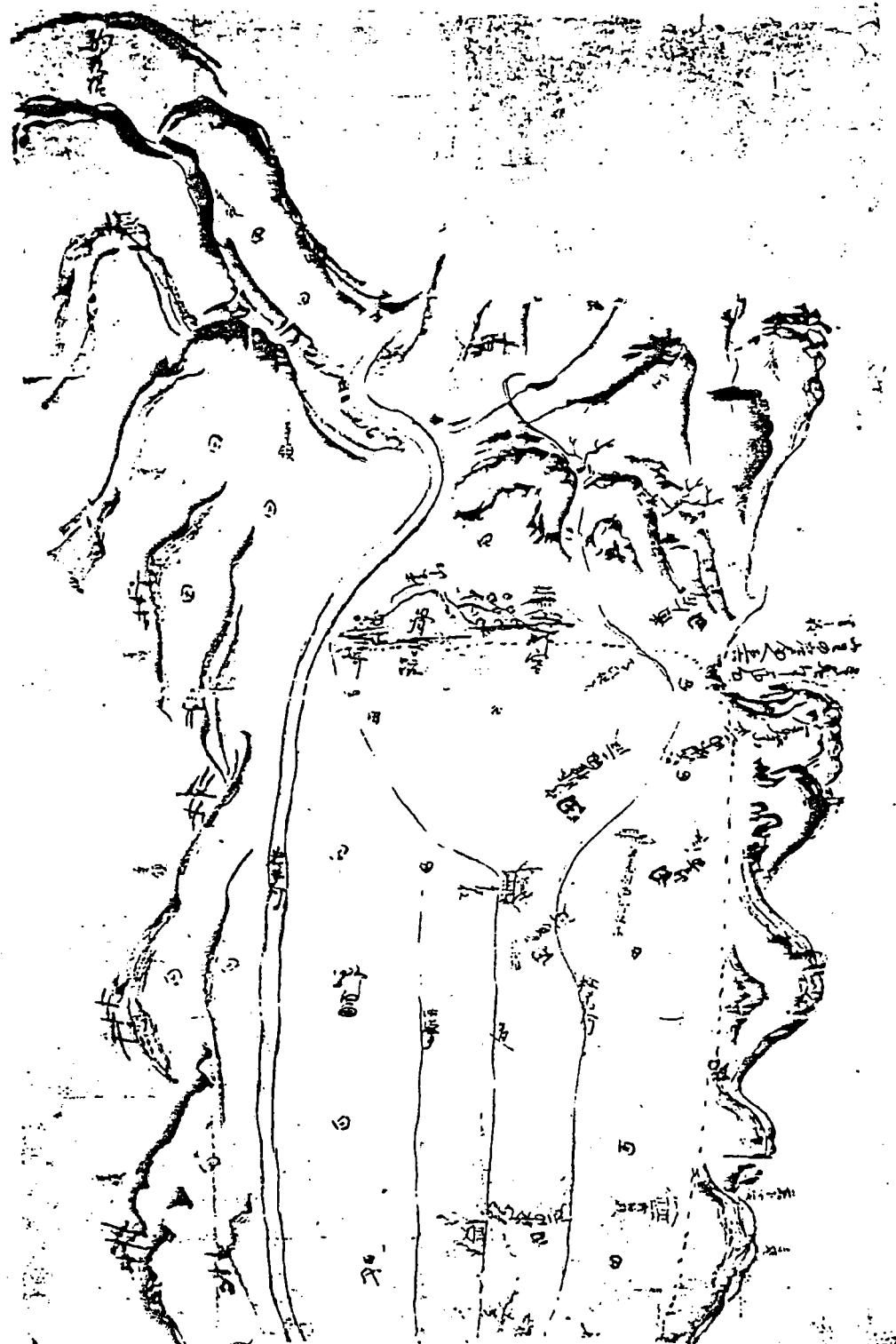
(付図 2-4) 「陸奥国骨寺村絵図」(A図)

(西岡虎之助編『日本莊園絵図集成』上巻所収、より)



(付図 2-5) 「陸奥国骨寺村絵図」(B図)

(西岡虎之助編『日本莊園絵図集成』下巻所収、より)



(付図2-6) 陸奥国骨寺村の現状（岩手県一関市美町本寺）  
 (吉田敏弘「骨寺村絵図の地域像」)『絵図の

(吉田敏弘「骨寺村絵図の地域像」『絵図のコスモロジー』下巻所収、より)



ところで、大石氏は宇那根社の性格については、理由を示さずに「ほぼ用水路の神と考えられる」と指摘されたのみだが、この点について詳細に論じたのが第二論文の「東北中世村落の成立 — 中尊寺領骨寺村<sup>(96)</sup> —」である。ここでは、本稿でも先に取り上げた上野国のうなね郷について、「うなね」の語源を用水溝のほとりの意味であるとする峰岸純夫氏の説や、伊賀国の宇奈根社を名張郡の用水の神であるとする黒田日出男氏の説も引き合いに出されているが、主要な論拠は次の二点に絞ることができそうである。

第一は「うなね」の語源解釈である。国語辞典によると、「首の付け根」「後頸部」などの意味を持つ「頂根（うなね）」という語が出ているが、これは「うなじ」（頂）に「ね」（根）を加えてできた語で（ウナジ+ネ→ウナネ）、「うなじ」の根元の意味であり、宇那根社の「うなね」とは直接関係ないとする。ところが、これと似た古語に用水溝を意味する「うなで」という語があるから、「うなじ」の「ね」と同じように根元を意味する「ね」を加えて「うなね」となり（ウナデ+ネ→ウナネ）、用水溝の根元、すなわち泉や取水口を意味する語となったと考えれば理解しやすいというものである。

第二は従来の民俗学の成果に着目され、それらを批判的に継承された点である。骨寺村にかつてあった宇那根社は現存していないが、二枚の絵図の宇那根社に当たる地点は「ウナンダ屋敷」と呼ばれており、また宇那根田のあったと思われる場所には「ウナンダ」「ウナン沢」という地名が今も残る。このことから、岩手・宮城両県の農村部に広く分布するウンナン様・ウンナン権現・ウナ権現などと呼ばれる小祠も、現在は雲南・運南・運安・運難・宇南・卯名・有南・温南などの様々な字が充てられているが、いずれも本来は宇那根社ではなかったかとするのである。これらのウンナン様・ウンナン神については、柳田国男『石神問答』（1910年）以来、民俗学では古くから注目されていたもので、藤原相之助・早川孝太郎・鈴木棠三・大島英介・三崎一夫・佐野賢治の各氏などによる多くの研究蓄積があるので、早川孝太郎氏以後は鰐の信仰に結びつけている点と、それらの多くが水神・田の神といった広い意味での農業神とされる点ではば諸説一致している。大石氏は、とくにこの中で湧水や水田の中の用水取入口の近くに存在する事例や、三崎一夫氏が紹介したウンナン神の力によって用水が確保できたとする伝承を重視して、『骨寺村絵図』の宇那根社も「中澤」という水路の水源の近くに描かれているという共通性に注目された。さらに、これまでの民俗学による研究の到達点とも言うべき佐野賢治氏の論考で、ウンナン社の分布状況が近世の新田開発率の高い地域と重なると指摘されたことを受けて、実際には近世の新田開発の盛んであった地域とは必ずしも一致しないものの、ウンナン神（つまり宇那根社）の成立が中世以前に遡りうこと、そしてウンナン社の分布が平泉周辺に稠密であることなどに着目されつつ、奥州藤原氏の全盛期である十二世紀が水田開発の高まりをみせた時期であるとして、東北地方の宇那根信仰はこの時の水田開発との関わりで、中央から用水技術とともに、持ち込まれたものであると結論づけられたのである。

ここで触れた佐野賢治氏の研究は、大石説の当否を批判検討する上でも避けて通れないので、その概略を次に紹介しておこう。日本の各地に鰐を食べぬという伝承、いわゆる鰐に対する食物禁忌を持つ地域がある。そこでは「虚空蔵様のお使い」とか「虚空蔵様の好物」などの理由で説明されることが多いが、これは何者かが虚空蔵信仰と鰐とを結びつけたに違いない、その媒介となった宗教者を真言系の修験者であったとする。それには、鰐が古くから水神的性格を持っていたが、とりわけ洪水の減水期に出現する性質があったため、洪水にしばしば襲われた地域の人々は、洪水への恐怖心を抱くと同時に、洪水の権化としての鰐を畏敬するようになったという背景があった。一方、経典による虚空蔵菩薩はその效能の一つとして災害消除的性格を有していたことから、修験者たちは洪水に苦しむ農民たちを救済する手段として、虚空蔵經に依拠する加持祈禱を盛んに修した。そのため、いつのまにか虚空蔵信仰と鰐が結びつき、洪水を起こさせないようにということで、鰐を大切にする風習とともに、鰐が虚空蔵菩薩の「使い」とか「好物」とされる伝承として定着したのではないかとするのである。こうした成果を踏まえて、東北地方に鰐食物禁忌を伴うウンナン神が顕著に発現したのは、近世の仙台藩領では北上川・迫川・江合川などに沿った地域で大規模な新田開発が行なわれたために、頻繁に洪水・水害をもたらしたことが第一の要因であり、合わせて東北地方には鰐が卓越して分布するという自然条件や、伊達氏の熱心な虚空蔵信仰なども作用していたのではないかという点を指摘している。

以上の佐野氏の見解には、歴史学の立場からすると明らかに成立しがたい点がある。すなわち、早川孝太郎氏が「ウンナン・ウナ・ウナギ等の語が水中または泥中を来往する動物に対して与えられたもの」とする指摘を継承して、語源的な検討を経ないままにウンナン神=鰐神とする前提に立っていることである。このことは、佐野氏がウンナン神の発現を近世と考えられている点とも密接に関係しているが、大石氏が前掲論文で批判されたように、「ウンナン」は宇那根の音韻変化とみることができるから、最初から鰐を意味する用語であったわけではない。また、その成立時期についても平安末期に遡りうる可能性があり、冒頭でも触れたように、鎌倉期にはすでに各地の村々に勧請されていたと推定されるものである。しかし、一方でウンナン神が鰐食物禁忌と濃厚に結びついている事実は、大石氏のように「後世のもの」として片付けられないような気がする。仮に後世的な付会としても、両者が結びつくには、それなりの背景がなければならないからである。この点、大石氏の「用水神」とする見方では、その理由は説明できないし、佐野氏が明らかにされた中で大きな部分を占める、鰐と洪水との密接な関係を示す伝承も全く捨象されてしまう。ただ、佐野氏の見解にしても、鰐食物禁忌と虚空蔵信仰と洪水除去という三者の関係はよくわかるのだが、ウンナンを宇那根とすれば、なぜそれが鰐と結びつけられたのかという点が理解しにくい。佐野氏を含めてこれまでの民俗学研究者は、莫然とウンナンと鰐とが普通することによると考えられているようであるが、これだけではいかにも根拠が弱いように思える。むしろ、ウンナン神（つまり宇那根神）がもともと洪水除けの神としての神格を有していたがために、洪水と関係の深い鰐の伝承が付加さ

れるに至ったと考えるべきではないか。あるいは、鰐とウンナンの音通という点を重視するすれば、宇那根が「ウンナン」に変化したのは単なる時間的・方言的な音韻変化というだけでなく、洪水の権化とされた鰐（ウナギ）の音の近い神名に呼び慣わされた、という面もあったことが考えうる。

こうしたことを念頭に置きながら、大石氏が用水神と主張された根拠の是非を検討してみると、ほかにも矛盾点のあることがわかる。第一の語源解釈についてもそうで、「うなね」を「用水溝の付け根、取水口」とするのはやや強引であろう。大石氏は「うなで（用水溝）+ね（根）→うなでね→うなね」とすれば理解しやすいとされるが、従来刊行されている古語辞典・国語辞典類には、「うなね」は「首の付け根」といった意味しか載っておらず、このことは現存する文学作品や記録等で、この意味で使われた用例がみられないことを示している。つまり、「用水溝の付け根」の意の「うなね」は、大石氏の全くの造語に過ぎない。そもそも、中世骨寺村の宇那根社にしても、用水の取水口に位置していたという確証があるわけではないのである。『骨寺村絵図』のB図から、  
大石氏は宇那根社が「中澤」という水路の水源近くに描かれているという点を重視しているが、谷岡武雄氏などが早くから指摘され<sup>(104)</sup>、大石氏も認められているように、骨寺村全体の灌漑用水系は檜山川（現在の本寺川）、およびそこからの引用が中心であった。もちろん、大石氏の指摘のように「中澤」も小経営農民の開発に利用されたことは否定できないかもしれないが、宇那根社が領主層の崇敬を受けた、領内の神社の中でも中心的存在であったとみられる点を考慮すれば、それはむしろ、領主的な大規模開発を担った檜山川沿いに成立したはずではなかろうか。実際、宇那根社はA図からすると堂々たる神社であり、しかも二枚の絵図とも村内の中心部に描かれている。河川との関わりで考えるならば、村内を流れる河川で、この神社と対応する存在は磐井川しかないだろう。ところで、谷岡・大石両氏によれば、磐井川は深い切れ込んだ谷を作っており、中世においてはその水を濫溉用水として利用することは不可能であったとされる。とすれば、磐井川と宇那根神川の神格を取り結ぶのは、やはり洪水ではなかったかということが示唆されてくるのである。

以上のように、民俗学・歴史学双方の研究成果を整合的に理解しようとすれば、宇那根神は最初から洪水除けの神として勧請され、その性格がのちのちまで記憶されて、洪水の権化とされた鰐の食物禁忌と結びついて今日に至っていると結論づけられるだろう。なお、磐井川が実際に水害をもたらしたことを示す史料的徵証は、管見では今のところ見出していないが、北上川本支流のもたらされた水害による被害は、記録にとどめられている近世の例だけでも甚大なものがあったことは、これまでの研究で明らかにされているところである。<sup>(107)</sup>

## 第5節 むすびにかえて

前説で伊賀・上野・陸奥の三ヶ国の事例を検討してきた。いずれも通説では用水神と考えられてきたものだが、ウナネ社の鎮座地（またはウナネの地名の残る場所）の地理的条件、環境、周辺の習俗等を

総合的に勘案すれば、実は洪水除けの神であったとみるのが妥当であるとの結論に達する。これまで「用水の守護神」とされたのは、田畠の開発には灌漑用水が不可欠であるとの共通認識、もしくは暗黙の前提が中世史研究者の間に存在することによると思われる。確かに用水がなければ農耕、とりわけ水田耕作は不可能であり、中世には用水相論もあとを断たなかった。しかし、用水そのものだけがことさら神格化したり、あるいは用水を守護するために神が勧請されるという事態がありうるであろうか。田植えの時期には苗代や田の水口で、田の神などの広い意味での水神の祭りが行なわれるような事例は、<sup>(108)</sup> 今日でも各地でみられるが、「用水神」を恒常に神として祀っておこうという意識があったかというと、どうも考えにくい。むしろ、農民の脳裏を常に支配していたのは、旱魃にならないか、冷害に遭わないか、あるいは蝗害に遭わないかといった、不作に直結するさまざまな災害への不安感であったが、大河に沿った地域の人々にとっては、最大の懸念が水害であったのである。

さて、それでは再び武蔵国の宇奈根に話をもどそう。この地にかつて鎮座していたと思われる宇奈根社が、用水神とは到底考えがたいことは次のような理由からである。多摩川の水が灌漑用水に利用されるようになるのは、一般に近世に入ってからとされているが、<sup>(109)</sup> とりわけ宇奈根地区の用水確保は、『新編武蔵風土記稿』に「和泉・岩戸・駒井・喜多見四村ノ残水ヲ以テ田地ノ用水トナセリ」と記されるように、他の四ヶ村の残水を分けてもらっていたのが実状であった。武蔵国の宇奈根社は、当時においても「用水の取水口」とは無縁の地であったことが知られるのである。多摩川が「暴れ川」「荒れ川」として有史以来、氾濫をくり返し、流域住民の生活を脅かし続けてきた経緯を考える時、やはり洪水除けの神とするのが最もふさわしいだろう。なお、現在「宇奈根」の地名は多摩川の流れによって、東京都世田谷区と神奈川県川崎市とに分断された形になっている。これは多摩川の度重なる洪水に伴なう、河道の変遷によるものとするのが通説だが、そうすると本来の宇奈根地区は多摩川の屈曲点の先端に突き出たような地形を成していたことが想定され、清水潔氏が「ウナネは首の付け根」と指摘された地形にぴったりあてはまる。洪水除けの神としてのウナネ社が成立する場所としては、地理的にも実態的にもその条件を満していたと言うことができる。

## 註

- (1) 『日本名著全集』和文和歌集上、『校註国歌大系』第16巻、『続日本歌学全書』第2巻、『有朋堂文庫』などに翻刻
- (2) 以上、『日本古典文学大辞典簡約版』（1986年）による。
- (3) 以上、国学院大学日本文化研究所編『和学者総覧』（1990年）による。
- (4) 『世田谷区史料』第1集所収。稿本は所在不明で、明治37年早稲田大学講義録に収録されたものを底本とするという。
- (5) 荒居氏はもともと後北条氏の家臣で帰農し、代々宇奈根村の名主を勤めた家柄。以謙は多摩川筋川

除御普請肝煎役を命ぜられて、代官の地位を与えられたとされる（『角川日本地名大辞典13東京都』901頁）

- (6) 『鎌倉市史』史料編第1巻、『改訂新編相州古文書』第2巻、『鶴岡叢書』第3巻、『神奈川県史』資料編第1～3巻などに所収
- (7) 久良岐郡蒔田郷。現在の神奈川県横浜市南区蒔田<sup>まいだ</sup>が遺称。
- (8) 『国史大辞典』第4巻（1984年）420～21頁の吉良氏の項
- (9) 『続群書類従』巻第八百三十三、釈家部第百十八
- (10) 『大日本古文書』家わけ文書第14巻所収
- (11) 杉山博校訂『小田原衆所領役帳』（『日本史料選書』第2巻）による。
- (12) 湯山学「鎌倉府と問注所執事三善氏」（『鎌倉』68号、1992年）
- (13) 以上、主として『角川日本地名大辞典13東京都』の「世田谷区」の項（809～904頁）による。
- (14) 渡河点については内田和子「多摩川流域の渡河点」（『多摩のあゆみ』28号、1982年）が参考になる。
- (15) 平野順治「多摩川水運史へのアプローチ」（『地方史研究』214号、1988年）
- (16) 『日本隨筆大成』第1期第7巻所収
- (17) 『日本史料選書』第15巻、『東京市史稿』市街篇などに所収
- (18) 『角川日本地名大辞典14神奈川県』（1984年）147頁によると、宇奈根村のうち多摩川右岸の地、つまり現川崎市高津区宇奈根も、現在の堤防が完成するまでは洪水に見舞われやすく、近代まで畠地のみで水田はなかったとある。
- (19)(20)両書とも内閣文庫所蔵。未刊だが各種郷帳を収録したマイクロフィルム版『近世郷帳集』がある。
- (21) 『日本史料選書』第3巻の『旧高田領取調帳関東編』による。
- (22) 「真土」については『大漢和辞典』第8巻203頁に「まことに善い土地(漢書陳湯伝)」とあるのみで、他の漢和辞典・国語辞典類には一切項目として見えない。日本にヨーロッパの自然科学发展する以前の用語で、ここでは粒子が大きくて水はけの良い土(自然堤防を形成する土壤に特徴的な土質)のことらしい。この点については信州大学教育学部教授小林詢氏(自然地理学)の御教示を得た。
- (23) 宇奈根川のことは『新編武藏風土記稿』巻之百二十七、多磨郡之三十九、大藏村の項に「町田川ともいへり、これも宇奈根・喜多見の両村より村の中央をすぎて、異の方にて多摩川へ合す……」とある。和泉村に発し、喜多見→宇奈根→大藏へと流れ、瀬田あたりで多摩川と合流していたらしいが、この名称の川は今はなく現状不明。現在、大藏地区を流れているのは野川と仙川で、このうち野川の流路に近いが、この川は宇奈根地区は通過していない。
- (24) 大場家文書（『世田谷区史料』第3集所収）の宝永7年（1710）5月付の久地村・宇奈根村・大藏村・鎌田村境争論裁決書は、多摩川の流路変更に伴って村々の間に境堀争いが生じたことを示すものである。

- (25)以上の記述は『角川日本地名大辞典13東京都』の「うなね」の項(119~120頁)による。
- (26)現在、宇奈根2丁目にある天台宗觀音寺(旧円正寺)は深大寺の末寺となっており、両者の結びつきはこの点にもうかがわれる。
- (27)この「中島屋敷」について、『新編武藏風土記稿』の宇奈根村の項では「中島屋舗モコノ辺ニテ、  
中島氏1人、居住ニ因テ唱ヘシ所ナルベシ、サレド今ハ小名ニモノコラザレバ、イヅレノ所ナルコトヲ知ズ」と記している。
- (28)ちなみに、川崎市宇奈根の氷川神社は昭和2年(1927)に世田谷区宇奈根の氷川神社から分祀された由である(『角川日本地名大辞典14神奈川県』1086頁)
- (29)豊田武「武藏野の開拓と神社」(『角川日本地名大辞典・月報』1号、1978年)
- (30)米良文書、応安元年12月9日旦那去渡状(『史料纂集』熊野那智大社文書、所収)
- (31)もと中氷川神社と呼ばれていた、大宮市中川の中山神社とは異なる。
- (32)豊田武氏前掲論文には、氷川社の古社として「式外社の奥氷川神社」が紹介されている。
- (33)稻村担元編『武藏史料銘記集』28号による。同書は『狭山の栄』なる文献から引用している。
- (34)同上176号
- (35)同上198号
- (36)同上411号
- (37)『続群書類從』第八百七十六、雜部二十六
- (38)『新編埼玉県史』通史編2中世(1988年)999頁
- (39)同上、および『角川日本地名大辞典11埼玉県』(1980年)406頁
- (40)豊田武氏前掲論文
- (41)杉山正司「中世末武藏東部の市における諸問題 — 岩付を中心として—」(『埼玉県立博物館紀要』7号)
- (42)『武州文書』第十五分冊大口村武助所蔵。これとほとんど同文のものが、かつて岩付太田氏のもとで市の差配に当っていた勝田家文書の中にも伝わり、杉山正司氏前掲論文で紹介されている。
- (43)豊田武『増訂中世日本商業史の研究』(1952年)
- (44)浦和郷土文化会『氷川女体神社』(浦和歴史文化叢書1、青木義修氏執筆)。『新編埼玉県史』通史編2中世1011頁などに、この説が踏襲されている。
- (45)『武州文書』第3分冊三室村女体社神職武笠外記所蔵、および『浦和市史』古代中世史料編Iなどに所収
- (46)『浦和市史』近世史料編IVなどに所収
- (47)「氷川女体神社に関する若干の考察 — 社名の変遷を中心に —」(『浦和市史研究』2号、1987年)。『新編埼玉県史』通史篇3近世1(1988年)766~7頁の叙述は、主としてこの野尻氏の見解に基づいている。

- (48)『東京都神社名鑑』上巻（1986年）
- (49)『江戸名所図会』（角川文庫）卷之三、「氷川明神社」の項
- (50)『武蔵史料銘記集』704号
- (51)同上719号
- (52)江戸氏は江戸幕府成立後は家康に仕え、再び喜多見氏に改姓。天和2年（1682）大名に列して2万石を領したが、元禄2年（1689）除封。
- (53)保・荘あるいは条と称したこともある。
- (54)『平安遺文』289号
- (55)なお、『平安遺文』および『伊賀国黒田荘史料』では「宇奈抵」と翻刻しているが、後述のように東大寺文書の原本を見た清水潔氏によると、紛れもなく「宇奈根」と読めるという。ここではこの見解を先取りしている。
- (56)『平安遺文』4050号
- (57)菊岡行宣著、貞享4年（1687）成立。伊賀史談会による昭和8年（1933）の刊本あり。
- (58)藤堂高文編。昭和16年（1941）の刊本あり。
- (59)藤堂元甫編、宝暦13年（1763）成立。『大日本地誌大系』第20・21巻所収
- (60)『日本の神々神社と聖地』第6巻（1986年）の「宇流富志禰神社」の項（森川桜男氏執筆）
- (61)「中世的河川交通の展開と神人・寄人」（『日本中世開発史の研究』所収、1984年）
- (62)なお、上記の両氏とも大家子明神を用水神と考えている。水神であることは疑いなかろうが、水神＝用水神とはならないことに注意を要する。
- (63)『伊賀国黒田荘史料』第2巻473号
- (64)ただし、のちにも触れるように森川桜男氏は、若宮の所在地を現在の名張市丈六地区に比定している。
- (65)『鎌倉遺文』26214号
- (66)この点については、『式内社調査報告』第6巻東海道I（1990年）の「宇流富志弥神社」の項（清水潔氏執筆）で論及されている。
- (67)なお、清水潔氏（前註（66）参照）は「宇流富志弥」の語義について、『和名類聚抄』の「宇流之彌」を根拠に、粳米（粘り気を持たない常食用の普通の米）とする注目すべき見解を述べている。
- (68)以上、『日本歴史地名大系24三重県の地名』（1983年）の「宇流富志祢神社」の項（898頁）による。
- (69)同上書、「積田神社」の項（891頁）
- (70)『群書類従』巻第十七、神祇部十七
- (71)黒田氏前掲論文（註(61)）
- (72)「板縄榦・薦生牧と四至」（前掲『日本中世開発史の研究』所収）
- (73)『講座日本史第二巻 封建社会』（1970年）所収

(74)前註(60)参照

(75)森川氏は東大寺文書の治暦2年(1066)3月11日元興寺大僧都房政所下文(『平安遺文』1002号)に依拠して、「名張郡司丈部為延が農民を組織して名張川の旧河道に用水溝を掘り、みごと開発に成功した」と指摘されているが、この文書は為延が名張郡築瀬郷の荒野17町余の開発を請け負い、三年間の地利を免除されたという内容であり、この史料のみからは森川氏のような解釈はできないように思われる。

(76)前註(65)参照

(77)1990年3月29日に実施した現地調査での聞き取りによる。

(78)『日本歴史地名大系10群馬県』(1987年)754頁、『板倉町史通史』上巻(1988年)425~6頁など

(79)『館林市誌歴史篇』(1969年)82~3頁掲載

(80)『群馬県史資料編』5中世1などに所収

(81)前掲『日本歴史地名大系10群馬県』744頁

(82)尾崎喜左雄『上野国神名帳の研究』(1974年)所収

(83)前掲『館林市誌歴史篇』63頁

(84)ただし、峰岸氏はあくまでも「うなね」の語源に触れているだけで、この地に「うなね神社」が存在したことを探定されているわけではない。

(85)『利根川中流地帯板倉町周辺低湿地の治水と利水――水場の生活と知恵――』(板倉町史基礎資料第84号、『板倉町史』別巻4資料編、1980年)

(86)小口偉一・柳川啓一・藤井正雄・薗田稔・黒川弘賢「利根川流域における川と宗教生活――群馬県邑楽郡板倉町を中心として――」(『人類科学』20集、1967年)、北見俊夫『川の文化』(1981年)173~8頁など

(87)このほか、藤井正雄「湛水被害地における水と宗教生活――群馬県邑楽郡板倉町石塚の場合――」(『人類科学』21集、1968年)が、この地区の日常的な信仰について分析している。

(88)前掲『利根川中流地帯板倉町周辺低湿地の治水と利水――水場の生活と知恵――』25~7頁

(89)なお、近藤義雄「惠信尼文書の佐貫について」(『信濃』23巻1号、1971年)は、親鸞が配所の地越後から関東に入って最初に立ち寄った、惠信尼文書所見の「佐貫」とは具体的には上野国佐貫莊板倉郷の宝福寺であるとし、この地で三部経の千部読経を放棄して決定的廻心した(建保2年=1214)のは、水害に苦しみぬいている農民の姿に接して、彼らに心の救いを与えるのは経をあげ祈禱による一時的な救いでなく、ただただ六字名号(南無阿弥陀仏)を唱えさせる以外にないことを悟ったのではないかという、興味深い論旨を展開させている。この点については、前掲『板倉町史通史』上巻456頁以下でも言及されている。

(90)長良神社(中流域)、大杉神社(下流域)とも、ほぼ東遷後の利根川流域に沿って分布していることから、その点が推察される。なお、西角井正慶・坪井洋文・倉林正次「利根川中流における神社信

仰 — ナガラ神社を中心として —」（『人類科学』20集、1967年）、倉林正次・黒川弘賢・坪井洋文「利根川流域における神社信仰の特徴」（九学会連合利根川流域調査委員会編『利根川 — 自然・文化・社会 —』所収、1971年）などを参照

- (91)三浦澄応編『中尊寺宝物手鑑』（1900年）、『平泉町史』史料編Iなどに所収
- (92)大石直正氏以外の関係論考として次のようなものがある。伊藤信「辺境在家の成立 — 中尊寺領陸奥国骨寺村について —」（『歴史』15輯、1947年）、谷岡武雄『平野の開発 — 近畿を中心として —』（1964年）第9章第1節、西岡虎之助編『日本荘園絵図集成』上巻（1976年）228～9頁、菅田慶恩『東国在家の研究』（1977年）第2章第2節、小山靖憲「荘園村落の開発と景観」（小山靖憲・佐藤和彦編『絵図にみる荘園の世界』所収、1987年）、吉田敏弘「中世絵図読解の視角」（同上所収）、吉田敏弘「骨寺村絵図の地域像」（葛川絵図研究会編『絵図のコスモロジー』下巻）、松井吉昭「陸奥国骨寺村絵図」（荘園絵図研究会編『絵引荘園絵図』（1991年）
- (93)『東北学院大学東北文化研究所紀要』15号（1984年）
- (94)吉田敏弘氏前掲論文「中世絵図読解の視角」（註(92)）
- (95)佐藤信氏前掲論文（註(92)）など
- (96)羽下徳彦編『北日本中世史の研究』（1990年）所収
- (97)こののち、ウンナン神に触れた柳田国男の著作としては次のようなものがある。『桃太郎の誕生』（『定本柳田国男集』第8巻所収、1962年）、『大白神考』（同上第12巻所収、1963年）、「勝善神」（同上第27巻所収、1964年）
- (98)「奥羽に於ける先住民の祭神」（『旅と伝説』109号、1937年）、「ウンナン神につき」（同上126号、1938年）
- (99)「鰐と水の神」（『旅と伝説』126号、1938年）
- (100)「東北地方の神祠」（『旅と伝説』182号、1943年）
- (101)「奥州におけるウンナン神とホウリョウ神」（『史潮』48号、1953年）
- (102)「雲南権現について」（『東北民俗』2輯、1967年）
- (103)「鰐と虚空蔵信仰 — 禁忌の歴史民俗学的一考察 —」（『民俗学研究』41巻3号、1976年）
- (104)なお、宇那根田が檜山川のほとりにあることも根拠にしているが、この点は全く、宇那根社が用水神であることの根拠にはならない
- (105)谷岡前掲論文（註(92)）
- (106)大石氏前掲論文「中尊寺領骨寺村の成立」
- (107)只野淳「北上川の変遷」（『宮城縣史』8土木、所収、1957年）、近世村落研究会編『仙台藩農政の研究』（1958年）169～79頁、『一関市史』第3巻各説II（1977年）第十章災害、など
- (108)水神と一口に言っても、「飲料水の守護神」「灌溉用水にかかる神」「筏乗りや船頭が信仰する神」「漁民の祀る神」「水難よけ・防水の神」などに分類できることを、直江広治「利根川流域にお

ける水神信仰」（『人類科学』22集、1969年）が指摘している。

(109) 平野順次氏前掲論文（註(15)参照）



世田谷区宇奈根 2 丁目の氷川神社（かつての宇奈根社か）



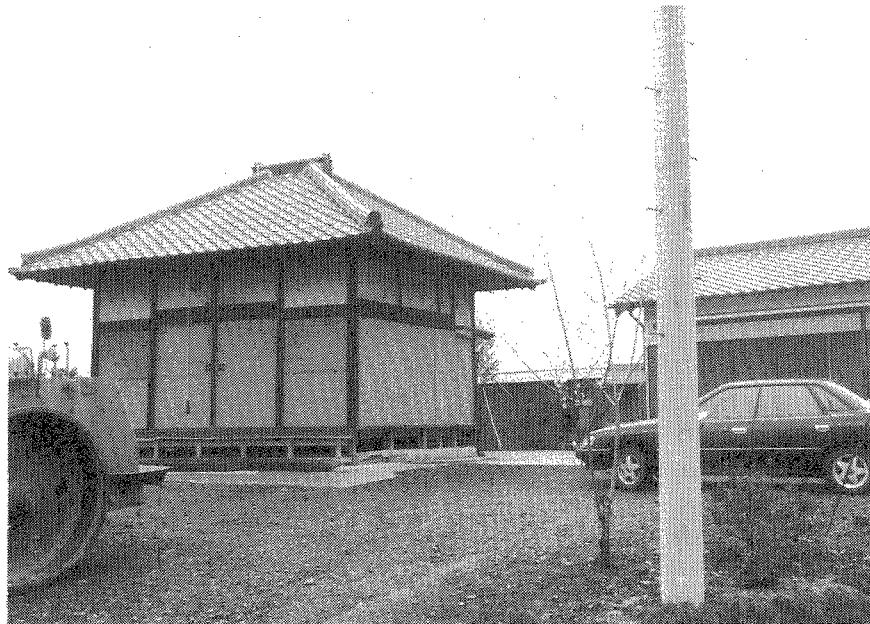
氷川神社境内にある復興記念碑



川崎市高津区宇奈根から見た世田谷区の宇奈根地区



川崎市高津区の宇奈根地区



群馬県邑楽郡板倉町大高島宇奈根の諏訪神社（宇奈根神社）



板倉町諏訪神社の本殿内の奉納額

## 付録；多摩川関係主要参考論文

### 〈論文〉

- 滝沢博「多摩川の橋と渡舟」（『多摩のあゆみ』創刊号、1975年）
- 金井郁夫「多摩川の自然史」（『多摩のあゆみ』創刊号、1975年）
- 狛江市あけぼのグループ「多摩川水害の歴史」（『多摩のあゆみ』創刊号、1975年）
- 菱沼勇「多摩川流域の式内社」（『多摩のあゆみ』7号、1977年）
- 木村東一郎「江戸時代多摩川・秋川流域の村内神社」（『多摩のあゆみ』7号、1977年）
- 竹内秀雄「狛江郷と世田谷郷 — 多摩川古代文化の系譜 — 」（『多摩のあゆみ』8号、1977年）
- 小林太郎「多摩地方の『講』に関する文献」（『多摩のあゆみ』12号、1978年）
- 岩屋隆夫「武蔵野台地上の『河川変流考』」（『多摩のあゆみ』13号、1978年）
- 菅野雪雄「多摩川水源の諸用水」（『多摩のあゆみ』13号、1978年）
- 内田和子「多摩川流域の渡河点」（『多摩のあゆみ』28号、1982年）
- 猪鼻洋助「日野渡船の歴史」（『多摩のあゆみ』28号、1982年）
- 米光秀雄「鎌倉古道と軍畠の渡し」（『多摩のあゆみ』28号、1982年）
- 比留間一郎「多摩川洪水と青柳島の変遷」（『多摩のあゆみ』28号、1982年）
- 中村昌治「世田谷区喜多見と江戸氏 — 喜多見氏の興亡 — 」（『多摩のあゆみ』29号、1982年）
- 伊藤好一「近世多摩地域史研究と日記史料」（『多摩のあゆみ』32号、1983年）
- 比留間一郎「安政六年の多摩川洪水と両岸の日記」（『多摩のあゆみ』36号、1984年）
- 松平康夫「三多摩の東京府への移管と引継文書」（『多摩のあゆみ』43号、1986年）
- 平野順治「多摩川水運史へのアプローチ」（『地方史研究』214号、1988年）
- 三輪修三「多摩川下流域 — その特性 — 」（『地方史研究』214号、1988年）
- 石塚裕道「近代地方史研究の方法覚え書 — “多摩川流域” の構成へむけて — 」（『地方史研究』214号、1988年）
- 加藤修「遺跡にみる多摩丘陵の中世村落」（『とりつたま館報』3号、1989年）
- 峰岸純夫「文献史料にみる多西郡の莊園・公領と武士」（『とりつたま館報』3号、1989年）
- 小野寺淳「近世河川絵図の分類と史料吟味」（『筑波大学人文地理学研究。VII、1989年』）
- 峰岸純夫「中世東国の水運について」（『国史学』141号、1990年）
- 梶原勝「多摩川中流域における古代の水田開発」（地方史研究協議会編『「開発」と地域民衆 — その歴史像を求めて — 』所収、1991年）
- 三輪修三「近世六郷川渡河史の研究」（『三浦古文化』47号、1990年）
- 峰岸純夫「多摩川中流域の中世」（『多摩のあゆみ』66号、1992年）
- 峰岸純夫「中世東国の水運史研究をめぐって」（『歴史評論』507号、1992年）
- 大谷高一「多摩川 — その自然史と社会史 — 」（『そしえて21』4号、1991年）

〈単行本〉

- 建設省河川局『多摩川水系河川現況調書〔昭和28年度〕』（1955年 謄写版）
- 滝井孝作編『文学に見る日本の川 — 多摩川 — 』（1960年、日本週報社）
- 日本河川開発調査会『多摩川の水系開発史と水利調整に関する研究』（1964年）
- 加藤込『都市が滅ぼした川 多摩川の自然史』（1973年、中公新書）
- 横山理子『多摩川の自然を守る主婦の住民運動』（1973年、三省堂新書）
- 狛江市役所企画広報課編『昭和49年9月2日における多摩川堤防決壊記録』（1975年、狛江市）
- 多摩川水系自然保護団体協議会編・刊『多摩川水系の自然』第1集（1977年）
- 福田重信『多摩川と多摩丘陵』（1978年、川崎 福田社会福祉研究所）
- 内田和子『多摩川流域における渡河点に関する研究 — 地形的条件との関連を中心として — 』（1979年、昭和53年度東京都教員研究生研究報告書）
- 建設省関東地方建設局京浜工事事務所『多摩川河川環境管理計画報告書』（1980年）
- 立川市教育委員会『多摩川と生活魚と伝統漁法』（1980年、立川民俗シリーズ4）
- 葉山謙『多摩川の水利 — その史的展開 — 』（1980年、時潮社）
- 狛江多摩川の自然を守る会『緑と清流を』（1981年）
- 三沢久子『多摩川沿いを歩きながら』（1981年、私家版）
- 爪生卓造『多摩源流を行く』（1981年、東京書籍）
- 村上直『わが町の歴史 川崎』（1981年、文一総合出版）
- 根岸律男『多摩川物語上・中流七十年史』（1984年、現代隨筆選書48、日本隨筆家協会）
- 安斎忠雄『多摩川水系における川漁の技法と習俗』（1985年、川口 安斎宣伝研究室）
- 建設省関東地方建設局京浜工事事務所多摩川誌編集委員会企画・編集『多摩川誌』（1986年、財團法人河川環境管理財團）
- 三輪修三『多摩川 — 境界の風景 — 』（1988年、有隣新書）